

# 憲法・統治機構論的労働委員会論

——それは労働裁判所に変遷しないのか——

君 塚 正 臣

## はじめに

労働紛争は、労働組合と企業との間の団体交渉等の関係において生じる集団的労使紛争 (collective labour disputes) と、労働者個人と企業との間において生じる個別労使紛争 (individual labour disputes) に二分され<sup>1)</sup>、また、裁判所に訴えてルールに基づく解決を求め得る権利紛争 (disputes of rights) と、賃上げ・一時金要求などの交渉における新たなルールの形成を巡り、裁判所への出訴対象とはならない利益紛争 (disputes of interest) に二分される<sup>2)</sup>。個別的紛争の方が沿革的には先に成立し、集団的紛争の方は労働組合という雇用労働者の組織集団が社会的に登場して容認された段階で初めて公式用語となったものである<sup>3)</sup>。そしてそうなれば、集団的紛争の果て、ストライキにより経営や社会が深刻な影響を受けぬよう<sup>4)</sup>、争議を事前に予防し、公的に解決する制度、即ち争議調整制度を各国が設けることとなった<sup>5)</sup>。利益紛争については、「多くの国で産業平和の観点から、特別の紛争解決制度が設けられて」いるところであるが、日本は、労働関係調整法が、集団的労使紛争のうち争議行為が発生しているかその恐れのあるものを「労働争議」として、労働委員会 (Labor Relations Commission) を置いて調整手続を定めている点が特徴的である<sup>6)</sup>。労働組合ではない労働者個人の個人的紛争の訴えは受け付けない<sup>7)</sup>。「労働委員会の本来の任務が集団

労働紛争の解決であったことは、歴史的にも明らか<sup>8)</sup>である。労働組合法上、労働委員会の主たる任務は、労使紛争の解決機能を果たすため、組合活動を理由とする解雇<sup>9)</sup>の場合のような不当労働行為 (unfair labor practice) の成否を審査し、救済命令を発することである<sup>10)</sup>が、それ以外に、調整手続として救済 (斡旋・調停・仲裁)<sup>11)</sup>や労働組合の資格審査<sup>12)</sup>を行うことである。2016年障害者雇用促進法などによる労働局の調停<sup>13)</sup>、2001年の個別的労働紛争解決促進法による労働局の相談と助言・指導、紛争調停委員会の斡旋など<sup>14)</sup>とは異なり、行政指導に留まらない強制力を有する解決、例えば原職復帰の救済命令なども可能である<sup>15)</sup>。逆に言えば、労働委員会は裁判所の判決のような硬直性・事後性は無い<sup>16)</sup>が、準司法的権能を有し、裁判所とは異なる「弾力的な措置」が「期待」でき<sup>17)</sup>、終局性は有さないが、他方、法的紛争でなくとも労使紛争であれば取り扱え、不当労働行為事案を裁定できる<sup>18)</sup>ものの、通常の行政機関の紛争解決機能のような能動的な性格や柔軟性は有さないと言えよう。

これらを憲法の眼から見れば、社会権の一部である労働基本権は一度侵害されると事後の救済が難しく、暫定的救済を与える仕組みが必要である<sup>19)</sup>ため、国会が立法権を発動してアメリカ由来の独立行政委員会を設置し、また、司法の作用として、特殊な訴訟類型を近年立法し、「労働関係紛争の解決過程における憲法実践の

場」<sup>20)</sup>としたということであろう。労働組合法も、労働委員会で取り上げるものとして、使用者側の不当労働行為の禁止を構想しており、労組側のそれをあまり構想していない<sup>21)</sup>。労働裁判所<sup>22)</sup>という専門に特化した裁判所を設置する途もあったであろうが、それが通常司法裁判所としても設けられなかったという点でも、日本の労働紛争解決の仕組みは総じてアメリカ型と言えよう<sup>23)</sup>。そして、中央労働委員会(中労委)と都道府県労働委員会(都道府県労委 2004年法改正まで地方労働委員会(地労委)。この改正で地方公共団体の自治事務となった)が二層構造となっており、人事関係の独立行政委員会が相互独立的に設立されているのとも異なり、都道府県労委の却下決定、救済、棄却命令を中労委に対し再審査の申立てができる審級関係にある<sup>24)</sup>。なお、中労委は、労働組合法26条に基づき、都道府県労委が行う手続に関する労働委員会規則を制定することができ<sup>25)</sup>、(行政機関であれば実は当然だが)準立法的権能も有している。

このような労働委員会、及びその紛争解決機能について、憲法学は十分検討をしてきたとは言いがたい<sup>26)</sup>。特に、労働基本権擁護ではなく統治機構の問題として論じてきたものは皆無であろう。本稿は、準司法機関であり独立行政委員会である労働委員会を憲法、特に統治機構論の観点から考察し、その憲法上の位置付けを探ることを目的とする。

## 1 労働委員会の設立

労働委員会設立構想は、戦前、労使紛争が社会問題となり、「大正マルクス主義」が勃興した<sup>27)</sup>大正デモクラシーの時期から存在した。1919年に内務省は労働委員会法案を発表し、各方面の意見を求めたところ、政府も財界も労働運動の高揚やILOの設置などから、労働組合公認の雰囲気であった<sup>28)</sup>。1920年の内務省案には「不利益取扱禁止」や「黄犬契約禁止」もあった<sup>29)</sup>。労働組合に代わるものとして共済組合や工場委員会の設立を産業界と政府が奨励

し<sup>30)</sup>、造船所などでは「労働委員会」が名乗られていたが、無論、これらは公的な紛争解決のための機関ではない<sup>31)</sup>。1925年には内務省社会局が原案を作成した労働組合法案もあったものの、審議未了廃案となった<sup>32)</sup>。1926年4月9日公布の労働争議調停法により部分的な団結権や争議権が認められ、労働紛争を調停する調停委員会制度が設けられ、そこでは、当該争議当事者が3名ずつの委員を選任し、その6名で残る3名の委員を選任するという三者構成が採られる<sup>33)</sup>など、大正中期から昭和初期にかけて十数回も労働組合法が立案された<sup>34)</sup>が、戦前には本格的な労使協働の委員会を見ることはなかった。<sup>35)</sup>偏に、労働運動に対する官憲の弾圧のためである<sup>35)</sup>。「労働委員会」はその後、1938年に多くの事務所で産業報国会が結成されると、それに吸収される運命を辿った<sup>36)</sup>。

終戦を迎えると、「不当労働問題の先進国である米国の経験を模範にするという大義名分は、」<sup>37)</sup>「関係者に制度的吟味の余裕を与えなかった」<sup>37)</sup>。公的機関としての労働委員会<sup>38)</sup>が、「労働関係の民主化に資するとの構想から」、まだ大日本帝国憲法下<sup>39)</sup>の1945年制定の労働組合法によって1946年3月1日に設立されていたが、それは労働組合員に対する不利益取扱いの処罰請求や労働争議の調整などを主な任務としていた<sup>40)</sup>。46都道府県に地労委が、全国レベルの労働紛争を扱う機関として中労委が設置され、1948年7月のGHQ指令があるまでは公務員も労働委員会の管轄の範囲であった。これは、戦前からの労働運動と労働法に詳しい末弘巖太郎、鮎沢巖、山中篤太郎、桂皋<sup>41)</sup>などの手によるものであって<sup>41)</sup>、GHQも日本側の活動<sup>42)</sup>を「静観」<sup>43)</sup>したのである。そこにあった黄犬契約禁止条項なども、戦前の一連の労働組合法案における差別的取扱思想の系譜を引くもの<sup>44)</sup>であり、三者構成も1926年労働争議調停法の調停委員会の系譜を引くものであった<sup>45)</sup>。鮎沢が米国労働局を紹介し、イギリスのトレード・ボードをモデルとする案に優位して決まったと

される<sup>46)</sup>。要は、「合議制」の「準司法的」で「独立性」を有する「行政機関」なのであった<sup>47)</sup>。審査手続の公正も強く要請されていた<sup>48)</sup>。中労委は労使中立各7名の21名、地労委は各5名の15名の構成であり<sup>49)</sup>、地労委委員の平均年齢は労働者委員で41.7歳、使用者委員で52.5歳、第三者委員で53.0歳であり、女性は岡山の第三者委員1名だけであった<sup>50)</sup>。第三者委員には弁護士が44名と多く、教授26名、公吏19名、新聞通信19名、学校長17名で、「使用者的性格者」が26名となっていた<sup>51)</sup>。なお、当時、今や廃された船員労働委員会を成功と見做し、寧ろ産業別労働委員会を作るべきとの声もあった<sup>52)</sup>ことも記しておく。

戦後の混乱が続き、読売争議では社長退陣要求から生産管理にまで進む中で慌てて調整の委員会を作る状態<sup>53)</sup>で、適用できる法律が労働争議調整法だけという状況であり、争議調停の新たな機関の創設が急務であった<sup>54)</sup>。労働委員会は、労使関係に権力が介入することへの防波堤となるべく、「行政権力からの独立性を強烈に志向していた」のである<sup>55)</sup>。簡易なもの<sup>56)</sup>であるが、「不正労働行為」<sup>57)</sup>制度も存在し、罰則も伴っていた<sup>58)</sup>。そして、労働委員会は、労働争議の統計の作成、労働争議の予防、不適切な労働条件その他の待遇に関する実態調査や建議、労働条件の改善に関する建議なども業務内容としており、構想段階の「賃金審議会」の名残も見られ<sup>59)</sup>、いわば労働行政の主要部分を担わせようとする考えが残っていた<sup>60)</sup>。

委員会は、制度上非公開であったが、実際には末弘の指導もあり、公開で運営されていた<sup>61)</sup>。戦後の組合運動<sup>62)</sup>助長政策、運動の隆盛の中、「とりわけ、刑務所から解放されたばかり共産党の闘士たちをも委員に加えざるを得なかった中労委の活動は、」<sup>63)</sup>「迫力と華かささえもっていた」<sup>63)</sup>そうである。但し、多くの人の認識は、裁判所とは異なり「素人が利用できる機関」であって<sup>64)</sup>、諮問機関類似のものというものであったという<sup>65)</sup>。処罰（科罰）主義を基軸とし

ていたため、別個に民事訴訟を提起しなければ原状回復ができなかったことや、罰が厳しいためにそれを求めるか逡巡する傾向が生まれ、地労委から最高裁に上がっていくほど件数も少なく、有罪となる事例も極めて絞られる傾向が生じた<sup>66)</sup>。労働関係の民事訴訟も比較法的に見ても少なかった<sup>67)</sup>。法律解釈に巻き込まれ、執行猶予判決も多かった<sup>68)</sup>。処罰主義には限界があったということであろう。

このような状況下で、地労委での党派的対立に不信感を抱いたGHQは、中労委の優越的地位と第三者委員の権限強化を求め<sup>69)</sup>、また、公務員関係では使用者側に当たる政府も中労委主導に反発しだした<sup>70)</sup>。「民主的」過ぎる地労委判断への批判もあった<sup>71)</sup>。まず、1948年12月の政令201号と国家公務員法改正で一般職公務員は団体交渉権と争議権を失い、係争中の斡旋、調停及び仲裁も中止され<sup>72)</sup>、人事院制度の下で労使関係が営まれることとなった。1956年に公共企業体等労働委員会が設立された<sup>73)</sup>。それはその後、同委員会は国营企業労働委員会に改組され、最後には中労委に統合されている<sup>74)</sup>。

1948年改正で、中労委は国の独立行政委員会、地労委は都道府県という地方公共団体のそれとなり、上下関係はない<sup>75)</sup>が、前者は後者の命令を再審査するという関係となった。地方に置く労働委員会も中央組織としたアメリカと異なり、日本では、地労委は、理由は不明だが、国の機関委任事務を扱う地方行政機関とされた<sup>76)</sup>。1955年頃に地労委の国家機関化が話題となった<sup>77)</sup>が、そうならず今日に至っている。中労委との組織的関連性は遮断されており、地労委の判断を、中労委を飛ばして、直接行政訴訟に持ち込むことも可能である<sup>78)</sup>。中には、救済命令がなされた場合の使用側だけが司法判断を仰げるとの理解も一部にあったようであるが、その逆であっても司法権の対象であることは明らかである<sup>79)</sup>。なお、この頃に中労委の労働者委員から官公労組合が排除され、同じ時期に地労委の委員が知事の職権委嘱となり、労働

者委員から産別会議系が追放された<sup>80)</sup>。

加えて1949年の法改正により、労働委員会は不当労働行為の救済手続と労働争議の調整を担う機関に特化した<sup>81)</sup>。残った任務である判定と調整は結合し難い<sup>82)</sup>。別の角度から見れば、労働組合の育成や公正な労使関係の確立などが労働委員会の職務から消えた<sup>83)</sup>のである。そして、中労委の指導性が高まり、かつ、不当労働行為制度が、処罰主義から原状回復主義に移行した<sup>84)</sup>。このことは、不当労働行為は犯罪ではない、原状に戻しさえすればよいという使用者側の誤解を助長した面も指摘できる<sup>85)</sup>。アメリカ型不当労働行為制度に最も近いとも言えた労働委員会だが、組織機構としては程遠いものとなった<sup>86)</sup>。日本の労働委員会がアメリカのそれとは構成・機能の面で異なった理由は不明な点も多い<sup>87)</sup>。1952年の労働組合法改正で確立された不当労働行為類型は、随時付加された構造で「全体の構造はまったくはっきりしない」にも拘らず、その後改正がなく、変えようという動きもない<sup>88)</sup>ことは興味深い。

こうして漸く混乱期を掻い潜った労働委員会は、労働者委員、使用者委員、公益委員の三者構成であることがその特徴である<sup>89)</sup>。この構成は、アメリカで、連邦政府の機関である全国労働関係局(NLRB)委員が大統領指名と連邦議会上院の承認で選ばれ、全米に34の地方支局、17の常駐事務所処理される<sup>90)</sup>ほか、労・使・中立の3者からなる労働争議調停委員会があったのに合わせたものとされる。日本の委員の任期は長きにわたって1年であったが、問題視され<sup>91)</sup>、2年に改まった。旧労働組合法で「第三者委員」だったものは「公益委員」と名称が変更され、「委嘱」が「任命」となり<sup>92)</sup>、それはそのまま優越的地位の獲得に繋がった<sup>93)</sup>。実際、労働者委員とは労組幹部(引退間もない場合もある)であり<sup>94)</sup>、大小労組間の確執もある<sup>95)</sup>。使用者委員とは上級人事労務管理者(同じく)であり、各々の推薦する専門家(例えば、労働法学者や弁護士)ではない<sup>96)</sup>。当初、労働委員会と

は労使折衝という名の闘争の一つの戦場という観方<sup>97)</sup>もあって、直接代表である労使双方の委員は機関の活動を受けて激しく対立しがちとなり<sup>98)</sup>、そうした中で、中立委員などは大事ではなく、労使双方からの委員が同数であれば構わないという観方もあった。しかし、1950年代頃に行政委員会の縮小が進みながらも、労働委員会は存在感を維持し続け、「実績からみると、確立した存在になった」<sup>99)</sup>のは、公益委員の任命制度にあったとされる<sup>100)</sup>。かつ、不当労働行為の審査とバックペイなどの救済<sup>101)</sup>、その検察庁への処罰請求などの任務を公益委員会会議の専管としたことが大きいとされている<sup>102)</sup>。

そして、事実認定も、その訓練が十分かはさて置き、公益委員会会議の仕事となった<sup>103)</sup>。労組の資格審査も公益委員の専権事項となった<sup>104)</sup>。逆に言う、労使委員は単に審問に参加する程度に過ぎなくなった<sup>105)</sup>。労使委員は評決権を失い、中立的ではなく、それぞれの立場からの建前論を語り易い者となった<sup>106)</sup>。総じて、比較法的に見ても、日本の労使委員は、およそ利益代表の立場になく、審査手続においては諮問的権限しかなく、一部では担当者からも除外される存在となり、労働委員会は複雑なシステムとなった<sup>107)</sup>。但し、三者構成であるべきとの気持ちは一般的に強く、「法令上の根拠がなくても公労使三者構成で解決に導こうとする実態がある」<sup>108)</sup>とは言えよう。

結果、労働委員会では、法律的素養と訓練が必ずしも十分とは言えない委員と職員が「労働裁判所の役割を果たそうとする」<sup>109)</sup>とも言われたが、他方では、「労働委員会の準司法的手続による不当労働行為事件の裁定は、専門的技術的な分野における専門家の判定であって、裁判所といえども最大限にこれを尊重すべき」<sup>110)</sup>との評価もなされるものとなった。紛争解決において、「一つの問題を取り上げる場合に裁判所はミクロ的に見る、労働委員会はマクロ的に見る」<sup>111)</sup>、「発想の順序が『救済から成立』」であ

る（違法行為が成立してから救済，という裁判所の理屈ではない<sup>112</sup>）ということとは言えようか。労働委員会は，司法権が過去の事案の法的救済を図るのとは異なり，原職復帰とバックペイを広範に求めることができ<sup>113</sup>，労働協約に基づくチェック・オフの賃金控除権を基礎付ける就業規則に合理性があれば法的効力を認め得る<sup>114</sup>ほか<sup>115</sup>，将来もその使用者が同種の行為を繰り返す恐れがあると判断されるときには，当該種類の行為を将来にわたって禁止する不作為命令を発することができる<sup>116</sup>。言わば，「現場機関」<sup>117</sup>の性格を有しているのである。但し，一般的包括的に禁じる抽象的不作為命令を下すことは，労使関係の正常化を図るという目的を逸脱し，できない，とされている。昇給・昇格についても，直接差額の支払いを命じることができる<sup>118</sup>。これらは権利義務関係を確定させるものではない一方，原職復帰させない使用者に対して，行政委員会，つまりは行政機関である労働委員会は罰則を科することができるほか，ポスト・ノーティス<sup>119</sup>や文書交付を命じることなど，司法機関とは異なる処置も認められている<sup>120</sup>。こうして，「労働委員会による公的争議調整制度を巧みにとり入れることにより先進産業国中最も争議行為の少ない，安定した労使関係の形成」ができた<sup>121</sup>と評せようか。他方，ワンパターン化した救済が多くなり，私法上の規範から救済内容が制約を受けているとの指摘<sup>122</sup>もある。

但し，1978年に最高裁は，労働委員会には広汎な裁量があるものではなく，裁判所がその命令を「誤りであると認めるときは，当該救済命令を違法なものとして取り消すことができる」としており<sup>123</sup>，中労委公益委員についても「構成員の資格が公正取引委員会などと比して厳重でない」ことを指摘する裁判例<sup>124</sup>もあり，不当労働行為に該当する場合の救済方法には労働委員会に広範な裁量権を認めている<sup>125</sup>ものの，「労働委員会の尊重にも限界がある」ことを認めている<sup>126</sup>。そしてそもそも，公正取引委

員会について認められてきた実質的証拠原則は違憲の疑いがある<sup>127</sup>。法治主義の原則からしても，労働委員会の事実認定等は裁判所を拘束しないと考える方が自然である<sup>128</sup>。

1951年には，労働裁判所を設置し<sup>129</sup>，地労委については，労働委員会の解体と三者構成の廃止，即ち，労働委員会を，不当労働行為の審査を行う全国労働関係委員会と，産業毎に調整機能を行う中央労働関係調整委員会，労働大臣所管の仲裁委員会に分割するという労働関係法改正労働省労政局案（賀来試案）も示されたが，民間労使の調整機関を労働省が手中にしようとしたものであると見做されて<sup>130</sup>各界の反対に遭い，労働委員会はそのまま存続した<sup>131</sup>。1953年，政府の行政審議会と地方制度調査会は，地労委について，委員数の削減，専属事務局の廃止を答申したが，一部の地労委に若干の定員減があった以外，縮小措置はなく，このときも存続した<sup>132</sup>。1966年，労相委託の労使関係法研究会報告書でも，公益委員の総数を増やすことが提唱された<sup>133</sup>。不当労働行為の審査における調査への参与，審問における参与委員の証人尋問，和解を進める手続への参与，救済命令等を発しようとする場合の意見陳述などである<sup>134</sup>。そして，それぞれの「代理」ではなく，「労使当事者に一定のアドバイスや指導をすることも期待され『公益に近い立場で』ないし『公益的な役割を担って』各手続に参与すると考えられ」ようになった<sup>135</sup>のである。この時期に国レベルの多くの独立行政委員会が改廃されたことを思えば，「行政委員会の中で，労働委員会は最も成功した例の一つと認めるべき」<sup>136</sup>なのかもしれない。

因みに，1966年の地労委の公益委員は，弁護士84名，大学教授83名，非営利団体役員25名，ジャーナリスト16名，公認会計士11名，公職者・医師各3名，無職21名，その他4名であり<sup>137</sup>，弁護士の比重がやはり大きかった。地労委の公益委員には弁護士が多いが，多くは会社の顧問弁護士なのではないかとの指摘<sup>138</sup>も

ある。逆に、会社の顧問弁護士は流石に避けるが、この結果、労働問題に暗い弁護士が選ばれる懸念が示されたこともある<sup>139)</sup>。中労委公益委員は労働者委員、使用者委員のほかに衆参両院の同意も必要である。1998年頃、国営企業労働委員会を中労委に合併する際に、中労委についても公益委員の選任について労使の同意を廃止する動きがあったが、反対が多く、実現しなかった<sup>140)</sup>。2019年2月任命の15名は、大学教授11名(うち労働法専門4名)<sup>141)</sup>、弁護士3名、元裁判官1名の構成である<sup>142)</sup>。公益委員が全員法律家ではないのは、利益紛争の調整的解決が主務で、権利義務による解決が主務ではないからである<sup>143)</sup>。何れにせよ、大学教授が多い。他方、公益委員から最高裁判事に転身した例、弁護士の中には元裁判官も少なくないことなどから、これを「何の資格も有さない者、しかも非常勤でさして専門的知識経験のない者などが、形式的に合議をやって、いとも簡単に処理してしまうとか、2、3年しか滞留しない非専門職の事務局職員任せであるとか、といった予断を持」つべきではない<sup>144)</sup>であろう。裁判所に受け入れられる判断を心掛け、労働組合法7条の解釈において裁判所流の判断を是とし、公益委員に法律家を増やしていく方向性もあろうが、それは労働委員会を裁判所の統制下に置くものであり、それを司法機関化させ、その救済制度の独自性を失わせるものである<sup>145)</sup>。他方、全く独自に命令を繰り返すことは、行政機関が法的判断の終審であってはならないとする憲法の趣旨に反する。このため、労働委員会はその独自性を強調しつつも、裁判所に受け入れられる命令書を示すべきであり、裁判所も、「裁判官は労働法を熟知していない」<sup>146)</sup>と言われぬよう、労働委員会救済制度の特色を理解した上で、法的判断を行うことが望ましいと言えよう<sup>147)</sup>。

## 2 労働委員会の運用

日本でも、労使紛争を労使自治に委ねることはせず<sup>148)</sup>、労働関係調整法が制定された。そ

のこともあって、労使紛争の解決を自らではなく第三者である公的機関に委ねる傾向が、終戦直後は顕著であった<sup>149)</sup>。中でも中労委は、1947年からの、民法学者であったが、戦前からの数少ない労働法研究者として先駆的研究を示し、戦後は労働法制審議委員会委員もしていた<sup>150)</sup>末弘厳太郎第2代会長、1950年から10年間の、「末弘会長の跡について進もうと宣言され、そのとおり実行された」<sup>151)</sup>理論経済学者の中山伊知郎第3代会長の指導的役割が重要だったとされ<sup>152)</sup>、この2代の会長の時代に独立行政委員会としての独立性が確立されたと言っただけであろう<sup>153)</sup>。

まず、末弘時代は、争議調整活動が中労委の活動を彩ったと言っただけ<sup>154)</sup>。終戦直後は、多くの労働組合が革命的政治運動の手段としての組織であったと言っただけ、使用者は、依然として旧来のパターナリズムに寄り掛かっている時代であった<sup>155)</sup>ことは想起されてよい。1946年の電力産業の賃金闘争、いわゆる電産十月闘争では、労組側が戦後のハイパー・インフレーションに見合う2倍・3倍という賃上げと、一貫性のある賃金体系の整備を求め、公益事業では労働委員会における調停が争議行為の前提とされたため、中労委に調停を申請したものである。政府が中労委の調停案を、インフレ抑止策を無にするものだと蹴ったため、調停は頓挫し、組合側は全国一斉5時間停電ストに打って出、中労委の調停が再開されて、11月30日調停案を労使双方が受け入れて争議は終結した<sup>156)</sup>。中労委は、GHQに対しても、賃金3原則遵守要求などを行い、中労委の独立性堅持に努力した<sup>157)</sup>。

同年末から翌年初頭にかけてのいわゆる2・1ゼネストの発端は、闇経済との関わり合いからの配分を得る余地がなく、公定レートで給与の決まってくる公務員の賃金紛争であった。当時の労働運動の主力は官公労であり、2・1ゼネストには250万人の官公吏が参加した<sup>158)</sup>。政府はやはりインフレ抑制を理由にその要求に

否定的であったため、公務員の労働運動の広がり起点に1947年2月1日に無期限ゼネストに入る計画がなされたのである。調整は中労委で行われたが、日本共産党はこの闘争を奇貨として吉田茂政権の打倒を目指したため、賃金交渉が困難となる中、中労委は公務員の平均賃金を1200円とする使用者（政府）側譲歩の賃上げを示したもののこれも実らず、最終的にはマッカーサーGHQ最高司令官がゼネスト禁止の声明を1月31日に発し、2・1ゼネストは中止された。政治闘争としての2・1ゼネストは労組・共産党側敗北に終わったが、中労委内外の調整の結果、7月には公務員の平均賃金を1800円とすることで終結したので、中労委の調停の意義は高まった<sup>159</sup>。しかし、これをきっかけにGHQの労働政策がレッド・パージなどの労働運動抑制の方向に変わったことは明らかであり、新たな中労委が十分な救済を果たしてきたとは言えなかった<sup>160</sup>。1948年末、GHQのヘブラー労働課長が、賃金3原則、経済9原則に従うよう、労働委員会の存廃に触れる圧力を中労委にかけてきたのであるが、中労委は総会で態度を決定して回答し、弾圧を回避したのである<sup>161</sup>。また、労働委員会は、1950年代前半を通じて、中小企業による、労組の壊滅を狙った会社の偽装解散に対処するようになる<sup>162</sup>。

中労委の会長が中山伊知郎に代わった後の1952年の炭労・電産ストは、労働損失日数が1500万日に及ぶ空前絶後の争議となり、停電も生じて社会的影響は大きかった。炭労の争議では、労使ともに団体交渉で問題解決を図り、中労委に斡旋・調停を求めようとしなかった。これに対し、電産の争議は、早くから中労委の斡旋・調停が行われ、9月には20%近い賃上げを認める調停案が示され、双方が蹴ったことで11月に会長自らが斡旋に乗り出した。政府の介入にも拘らず、中労委が速やかに調停案を示し、政府の反対声明にも中労委が反駁するなど、その成果を評する声が多い<sup>163</sup>。ところが、労組側では、3電力の組合が単独妥結を行い、中

部電力では第二組合が結成されるなど<sup>ほころ</sup>びが生じて妥協に転じ、12月18日斡旋案を受け入れ、使用者側も反対せず、決着した。そして、こういった状況を受け、炭労の争議も交渉再開に向かい、12月2日に労相が收拾に動き、中労委が斡旋案を提示、労組がこれを拒否するも、政府が労働関係調整法35条の2の緊急調整発動の第1号を検討すると、炭労もストライキを解除し、中山会長の示す第2次斡旋案を組合側も受諾した<sup>164</sup>。これにより、中労委の独自性が示されたと言えよう<sup>165</sup>。

1950年前後は、労働委員会には年300件乃至400件台の不当労働行為の申立があり、2-3カ月で事件が終結していた<sup>166</sup>。それでも、1949年には第4回全国労働委員会連絡協議会（全労委）で労働委員会業務の促進のための特別委員会が設定されたほか、翌年の第5回全労委では「不当労働行為審査手続の審査促進について」という議題が審議された<sup>167</sup>。審議の促進は当初から課題であった。中労委は審議の促進の観点から、1951年に規則改正を行い、明文で、「会長は、適当と認めるときは、いつでも和解勧告をなしうる」ものとなり、当事者不出頭でも審問ができるようになった<sup>168</sup>。1955年以降、不当労働行為の申立件数はあまり変わらなかったものの、長期化が目立っていった。特に、中小企業の争議が増加しそうだとして、1955年の第10回全労委では特別委員会での検討が決まり、翌年には「不当労働行為制度の実効化に関する申合せ」が決定された。しかし、1964年には処理日数平均が212日にまで伸びてしまった<sup>169</sup>。この時期、労働委員会に持ち込めば、ということは「甘えた」もしくは「甘やかした」との感想も漏れ始めた<sup>170</sup>。1950年代までは80%であった終結率も、1960年代に入ると下がり、「労使間の勢力の不均衡に根差し」た<sup>171</sup>春闘の華やかかなりし1970年代後半には30%程度にまで落ち込んでしまった<sup>172</sup>。

そして、1970年代頃から、労働委員会の仕事は、不当労働行為の審査事件の方が多くなった

模様である<sup>173)</sup>。これは、戦闘的労組が分裂するなどして少数派となると、会社側が「肩を持つ」<sup>174)</sup> 相対的に穏健な元第2組合<sup>175)</sup> との間の差別<sup>176)</sup> や、優先的団交を巡って救済申立てが増えたからだと思われる。1970年の不当労働行為初審申立ては1483件、命令112件、救済率54%、平均処理日数は710日である<sup>177)</sup>。なお、日本における不当労働行為は、組合結成時に「労使自治が正常に形成される前に組合つぶしが行なわれる」ものが多いとの指摘もあり、そうだとすれば、労組の力量が問われる前の事案が多い<sup>178)</sup> ことを想起せねばなるまい。高度経済成長下、労組の分裂があって、同一企業内で複数の不当労働行為の申立てが生じることも増えてきた。「準司法的機能」という考え方から<sup>179)</sup>、受付拒否はほぼできず<sup>180)</sup>、「申立から終結にいたるまで、きわめて裁判所の手続に似た厳格な手続がとられて」おり<sup>181)</sup>、1973年には処理日数平均が543日にまで伸びてしまう<sup>182)</sup>。1977年度には総平均905日に伸びてしまった<sup>183)</sup>。「会社側が解雇理由として昔からの当該労働者の行為を列挙して主張立証しようとし、」<sup>184)</sup>「垂れ流し方式のやたら時間を使う無駄な証人尋問を延々とやる」ことの問題点も指摘された<sup>185)</sup>。遅延の原因は、「不当労働行為の事件がかつてのように素朴に出てくる」わけではなくなっている<sup>186)</sup> こともあるが、要約すると審問中心主義と手続の当事者主義化にある<sup>187)</sup>。こういったことから、労働者側に労働委員会への不信感が漂うこととなり<sup>188)</sup>、「申立側の弁護士への過度の依存が『裁判所化』と審査遅延」を生み<sup>189)</sup>、「『現状なら、裁判所の仮処分の方が早い』といわれる」<sup>190)</sup>に至った。

1983年には労使関係法研究会報告「労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅速化に関する報告」が出されたが、一切実現されず<sup>191)</sup>、中労委が審理促進に動いた形跡もないとする辛辣な批判<sup>192)</sup>すらある。委員の日程調整が困難となっていることも一因<sup>193)</sup>であろう。主尋問と反対尋問を同一期日に行うほか、事件によっ

ては集中審理方式を行うべしとの提言<sup>194)</sup>もあり、また、ラウンドテーブル方式なども提言されたが、改善には至っていない<sup>195)</sup>。1999年には全労委内部に発足した委員会により、翌2000年に「労働委員会制度のあり方に関する検討委員会報告」<sup>196)</sup>において審査体制の改善・強化、審査手続の改善・強化などが提言され、労働委員会としての専門性を高め、審査を充実させる一方で、命令書を定型・簡略化することで作成作業を短縮することが提言された<sup>197)</sup>。そのうち、個別斡旋制度などは多くの労働委員会で見現された<sup>198)</sup>。

労働委員会では仲裁制度の活用は稀となり、斡旋と調停が中心となった<sup>199)</sup>。1964年では斡旋が1392件、調停89件、仲裁2件であった<sup>200)</sup>が、それが進んで、2014年度、新規係属の労働紛争は363件だが、その殆どが斡旋である<sup>201)</sup>。しかも、最も軽微な調整手段であった筈の斡旋だが、調停事案の最後に斡旋に切り替えて事案の解決を図るケースが多くなっていった<sup>202)</sup>。斡旋での解決は、自主交渉が不得手で<sup>203)</sup>、妥協することを避きたい代表が労働委員会の案をきっかけに立場を決めたいという、労使双方の望むところであった<sup>204)</sup>。しかも、2000年前後で見ると、和解での決着が8割を占める<sup>205)</sup>。直接的衝突を嫌う「日本の社会慣習」なのか、終身雇用制が続いてきたから<sup>206)</sup>なのか、労働委員会の母国のアメリカでも一般的なもの<sup>207)</sup>なのか、労働委員会は和解を好んで選択してきたからなのかは不明であり<sup>208)</sup>、労使双方が「団体交渉で十分疲れてきてもら」った<sup>209)</sup>ところで、「労働分野について知見と経験を有する三者構成の労働委員会だからこそ、裁判所と違った和解機能を発揮できると」の「評価」もできよう<sup>210)</sup>。いずれにせよこのことは、団体交渉の型の制度化には寄与しなかった<sup>211)</sup>とも言えなくはない。命令やそれを争う司法判断以前のそれを視野に入れない不当労働行為の検討は、最早不十分とさえ言えよう<sup>212)</sup>。そして、労働委員会における利益紛争の調整事件の解決率が1965年頃か



ら下がりだし、60%前後に落ち込んだことも指摘されよう<sup>213)</sup>。

1949年労働組合法の下では、労働委員会事務局職員は公務員となり<sup>214)</sup>、一般行政部局との人事交流が盛んとなった。地労委の場合、事務局の内部組織は会長の同意を得て知事が定めることとなっているが、その職員が、都道府県の一般人事異動に組み入れられ、短期に異動するため、その事件処理能力の育成が問題となった<sup>215)</sup>。特に、調停以外の事件数の増加のために1971年時点で既に言われていた<sup>216)</sup>ことながら、労働相談において事務局職員の負担増、研修等が課題となった<sup>217)</sup>。専門的な仕事を担うにも拘らず、適切な人材が十分にいなくなった<sup>218)</sup>。大部分の地労委が事務局職員10名足らずであり、中労委のような国の機関とすべきとする意見や、審査官はそこを主な活躍の場とすべきとする意見<sup>219)</sup>もあった。そこには実務家がいなかったか、「労働法学者でない学者」は「団結権擁護に関心が薄い」とも言われた<sup>220)</sup>。そこで、公益委員の一部を常勤化すべき<sup>221)</sup>、裁判官同等の専門的能力を有するべき<sup>222)</sup>という意見も生じた。そして、そもそも、労働者委員、使用者委員共に公平、中立な立場は確保されるのであって、「公益」委員と範疇は不要だとする意見<sup>223)</sup>もある。

他方、労働委員会の中央集権的官僚統制が加えられ、非民主的になってきたという批判もあった<sup>224)</sup>。中労委の事務局長はエリート官僚で、労働者の権利の重要性を十分に理解していないとの批判<sup>225)</sup>もある。公益委員を常勤化するとなるとその多くは元官僚になり<sup>226)</sup>、多様な部外者の参与を求める独立行政委員会の性格が薄れる<sup>227)</sup>との懸念や、公益委員の複数が事務次官の天下りであることへの批判<sup>228)</sup>、財閥系企業不利の救済命令を出した公益委員は再任されないなど、その独立性の保障が不十分であるなどの指摘<sup>229)</sup>もあった。

このほか、労働紛争の審級の問題も、しばしば指摘された。憲法76条2項が「行政機関は、

終審として裁判を行ふことができない」と定めるところから、行政機関である都道府県労委や中労委の判断も、裁判所で争える。法的紛争の最終解決は裁判所の任務である。労働組合法27条の19第1項により、使用者側は30日のうちに出訴する必要があるが、労働者側は通常通り、行政事件訴訟14条1項に従い、処分があったことを知ってから6カ月以内に提起すればよい。

だが、まず、中労委の再審査は北海道から鹿児島まで扱うことであり、まだ交通機関も未発達であった<sup>230)</sup>頃には、地労委で救済された労働者側にはその負担が酷であったことも想起せねばなるまい<sup>231)</sup>。集団的労使紛争は最大で「労委命令をすべてにわたって洗いなお」す<sup>232)</sup>5審構造で、「時間の感覚が全く別次元の世界に迷い込んだかのようになる」<sup>233)</sup>のである。まず、中労委の再審査は、初審命令が一部救済も含めると救済率が9割に達している<sup>234)</sup>中で、800日から900日かけてなされ、4割近くが労働者側不利益な変更であった<sup>235)</sup>。

しかも、1965年以降、労働委員会命令を裁判所で争う行政訴訟が飛躍的に増加した<sup>236)</sup>。裁判所は、労働委員会命令の事実認定の当否、それに基づく不当労働行為の成否の判断、つまりは当該事件の全面的審査、やり直しを行うに等しかった<sup>237)</sup>。裁判所が労働委員会の判定を法的に優越的に判定できることは憲法上も確かだが、裁判所が、独立行政委員会たる労働委員会の独自性、労使関係の回復を旨とする存在意義を尊重することも、立憲的解釈姿勢のようにも思える<sup>238)</sup>。不当労働行為の救済機関は労働委員会なのであって、その強化が第一であるとの主張がある<sup>239)</sup>。そして、「取消判決の内容は、少数の事例を除いて救済命令を取消すものが圧倒的に多く、かつこのことは行政訴訟段階における審級の進むに従ってその割合が高くなっていく」<sup>240)</sup>のである。1975年から1986年の間に、行政訴訟で労働委員会の命令を取り消すものとみに増加したとの指摘もある<sup>241)</sup>。総合的事実

から疎明によって専門的知識に基づいて判断する労働委員会と、使用者側の反駁に対する精緻な判断を行い、争点が抽象化され違法性に議論が偏りがちな裁判所の判断との違いもそこにはあろう<sup>242)</sup>。司法を基準とすれば労働委員会は「事実調査の段階での不備が多く、行政訴訟において異なった事実認定をされ、逆転する可能性が高く」、「中労委の再審査にも、行政訴訟にも堪えられる事実認定が必要」だったが、多くの事案でそれが不十分だったということであろう<sup>243)</sup>。自由闊達過ぎる労働委員会の不当労働行為認定は、「法律要件と法律効果とを画然と区別して司法審査に臨むであろう裁判所・裁判官の立場からすれば、いかにも法的判定の手法としては明確性を欠くように映り、ときとして『素人集団』的な頼りなさを感じないとはいきれない<sup>244)</sup>」であろう。労働委員会は孤高を守るべきか、裁判所の司法審査に耐え得る命令を発することに尽力すべき<sup>245)</sup>かに、二極分化しかねない<sup>246)</sup>。だが、労働委員会は5名から13名の構成で、高裁の法廷の判事の数より多い<sup>247)</sup>。果たして、労働委員会の判断を、素人の杜撰な判断のように断じてよいか、疑問が残ろう。

結果、本来迅速で簡易である筈の不当労働行為の救済が、裁判まですれば、10年以上かかる場合も生じた<sup>248)</sup>。労働委員会制度の「制度疲労」<sup>249)</sup>である。時間がかかれば、たとえ最終的に不当労働行為と認定されても、その間に戦闘的労組を分裂させ、これを少数派に追い込めば、使用者側は目的を達することを想起せねばなるまい<sup>250)</sup>。使用者側には「『不当労働行為で刑務所に入った者はいない。せいぜい罰金を払えばすむ』といった風潮がつよまっている」<sup>251)</sup>のに、中労委などがこれを社会犯罪だからやめようとキャンペーンを張ったり、マスコミが大きな記事にしたりすることは珍しい<sup>252)</sup>との指摘もある。会社側は団体交渉を遅らせ、このため、これに対する損害賠償事件訴訟が増えた<sup>253)</sup>。まして、労働委員会の救済命令が「体質的な保

守性」を有する<sup>254)</sup>裁判所で覆るとなれば、労働者側には耐え難いこととなる<sup>255)</sup>。

2004年労働組合法改革のターゲットは、多くの事件を抱える中労委と東京と大阪の地労委の3つだったと言われている<sup>256)</sup>。中労委15人体制を部会制に改編したことも、効率化の点では大きい<sup>257)</sup>。物件提出命令や証人等の出頭命令の強化<sup>258)</sup>で、労働委員会に事実認定の迅速化・的確化をさせたことは大きい<sup>259)</sup>。和解の規定をはっきり作り、それを促進したことも指摘できる<sup>260)</sup>。また、労働組合法24条1項但書に労使委員の権限の確認規定や、27条の7第4項に労使委員の意見陳述規定が加わったことなど、労使委員の役割強化もなされた<sup>261)</sup>。このことは以前から、地労委の廃止を掲げる1966年の労相委託の研究会報告書に対し、日本の戦後民主化は地方分権化でもあった<sup>262)</sup>などとして、寧ろ中労委の再審査を廃止すべきとする反対意見との間に対立があった<sup>263)</sup>。ほか、中労委の再審査の不服については東京高裁が専属管轄とすべきとの主張<sup>264)</sup>もあった。ただ、地労委には法律を専門とする委員は少なく、判定的な機能を重視した制度設計は難しいであろう<sup>265)</sup>。また、2013年には公正取引委員会の命令に不服があるとき、東京高裁ではなく東京地裁に出訴することとなったことも、今更、地裁飛ばしの労働法改正をすることを困難にした印象がある。こうして、「5審制」の問題は2004年の労働組合法改革でも解決されなかった。他方、労働委員会の命令に対する取消訴訟は2008年で35件と少なくなった<sup>266)</sup>。

これに対し、集団労働紛争のような利益紛争は本質的には労使自治の枠内で解決すべきものであり、労使関係における使用者の不公正な行為、不当労働行為であるかに着目し、行政救済によって解決しようとした事例もあるとされる<sup>267)</sup>。1968年に不当労働行為に当たる解雇は民事上無効だとする判例<sup>268)</sup>が生まれるなど、不当労働行為の救済は並存(労委、裁判所の何れにも持っていける=併行主義)し、労働者の裁判所

依存傾向も生んだ<sup>269)</sup>が、労働委員会の救済は、司法的救済とは異なり、利益紛争らしい解決が採られてきたのである<sup>270)</sup>。この延長は、集团的利益紛争なのであるから、都道府県労委の判断に対する異議は中労委の再審査を原則とすべき<sup>271)</sup>ということになる。他方、このことを会社側から見ると、解雇事件の場合、アメリカと異なり、別途不当労働行為事案を裁判所に訴えることもでき<sup>272)</sup>、解雇事案などでは権利濫用法理なども使われるため<sup>273)</sup>、裁判所にも提訴することが多く、「8戦あるうち1戦も落とせません。1戦落としたらそこで会社側はアウトみたいところがあり、」「会社側にとって、これは非常な負担」だという反論<sup>274)</sup>もある。集团的労使紛争の解決手段としての労働委員会は、様々な問題を抱え出していた。

### 3 労働委員会の変容と改革

しかしながら、労働紛争の中心は次第に集团的なそれではなくなっていた<sup>275)</sup>。急激なエネルギー革命を背景に各炭鉱では希望退職募集がなされていたところ、良質の炭田であることから、組合が「総資本対総労働の対決」とも言われる反対闘争を行い、退職募集への応募者が少なかった三井三池炭鉱では、組合の活動家約300名を含む1278名の指名解雇通告がなされたので、団体交渉が1959年11月に決裂、中山伊知郎第3代中労委会長の第1次斡旋案も労使双方に拒否され、会社側のロックアウトと組合側の無期限スト突入となった。こうして始まった三井三池争議は、1960年4月6日に着任した藤林敬三第4代会長<sup>276)</sup>の下、8月10日の第3次斡旋案を会社側がまず受諾、組合側も9月6日に大量の人員整理を容認しつつも受諾し、決着となった<sup>277)</sup>。こうした一大労働紛争は過去のものとなった。近江絹糸、日鋼、王子などの紛争でも、職権斡旋の流行、組合の分裂状態が利用されたこと、斡旋においては仲裁という手法が採られたことが特徴であった<sup>278)</sup>。1950年に「ニワトリからアヒルへ」との標語を掲げ

て発足した総評（日本労働組合総評議会）に指導された、戦闘的な労働組合による徹底抗戦の時代は終わりが近づき、「1960年代には」「主要な産業・企業で労働組合の勢力後退が起き」<sup>279)</sup>、労働者側の中労委への期待も萎んだ<sup>280)</sup>と言えよう。

こうして、集团的労使紛争は三井三池紛争を頂点に長期的なものとはなくなり<sup>281)</sup>、「労働委員会の華は調整にあり」との格言は1970年代で終わった<sup>282)</sup>。調整件数は1973年の第1次オイルショックの際に一旦件数が増え、1975年には8435件を数えたが、以後、下降線を辿り、1985年以降の国鉄分割民営化を巡る紛争解決で中労委が重要な役割を果たしたことはあった<sup>283)</sup>ものの、1990年代以降はまずはJR関連の事案などで生じた大量の解雇等の雇用問題、賃金不払い、いじめや嫌がらせなどの個別労使紛争中心の時代に移行したと言えよう<sup>284)</sup>。この国のいじめが子ども時代に反省して終わらず、直らない者が多いことは由々しきことである（民主主義への信頼も崩しかねない）。1967年の労使関係法研究会報告書『労使関係法運用の実情及び問題点 第4分冊』では、係属件数の少ない地労委が目立ち始めていたことから、地労委のブロック制が検討された<sup>285)</sup>。判定事件と調整事件の分断も訴えていた<sup>286)</sup>。件数が少なくなると、委員会の事件解決のノウハウの獲得という点で障害となろう<sup>287)</sup>し、税金泥棒との非難も避け難い<sup>288)</sup>。今や、労働組合の推定組織率も2割を切って久しい<sup>289)</sup>。中労委は1965年以降の一時期、多くの再審査事件を抱えるようになった<sup>290)</sup>が、労働委員会への不当労働行為救済の初審新規申立件数でも、1970年の1483件がピークで、1977年以降、私鉄労使が自主交渉、自主解決に踏み込んだ<sup>291)</sup>こと、繊維産業もそれに続いた<sup>292)</sup>ことに象徴されるように、1979年には早くも563件にまで落ち込むのである<sup>293)</sup>。労働争議調整事件で見ても、2019年の係属事件数は203件で、1970年の1554件から大きく落ち込んでいる<sup>294)</sup>。労使問題を社内で処理するよ

うになったことや、労使の接近、或いは労働運動の停滞などが理由として挙げられる<sup>295)</sup>。

また、審査事件の平均処理日数も、事案の複雑化や委員数の制約、提出書類や証拠の増加、当事者の事情などが複合的に絡み合っており、1975年に700日を超えることとなった<sup>296)</sup>。中労委での再審査の日数も、1975年で489日、1995年で1222日に達し、2019年では615日とやや収まっている<sup>297)</sup>が、それでも約2年である。そうした原因については、「審査手続に関する労委規則ほかその運用の実態が余りにも当事者主義化していることが指摘され」、「職権主義的な審査指揮のあり方が課題」だとの指摘もあった<sup>298)</sup>。また、多くの事件は、現在では中小企業のものであり、中労委が管轄するような全国規模の事件も少なくなった<sup>299)</sup>。労働委員会と裁判所で判断態様を異にすることが多くなり、労働委員会側から見れば、裁判所が準司法的権限を有するその裁量を尊重しなくなってきたことも指摘された<sup>300)</sup>。救済を申し立てる労働者が、時間的にも経済的にも余力の乏しい者である以上、口頭でも申立てが可能な簡便な手続とし、それに対応する体制を事務局が整える必要がある<sup>301)</sup>。労働委員会の判断も「妥協的、消極的」となり、「団結権をあくまで守るのだ」という熱意、希薄、積極性に欠けるものが多い」という批判もある<sup>302)</sup>。全般に低迷してきていると言ってよいであろう。

そして、1998年の労働基準法改正によって、労働基準局長（現、労働局長）による紛争解決援助制度が始まった<sup>303)</sup>。1998年には労使関係法研究会による「我が国における労使紛争の解決と労働委員会制度の在り方に関する報告」が出され、労働委員会活用、雇用関係委員会の設立、労政主管事務所活用、民間調停制度活用、都道府県労働局、雇用関係相談センターという6つの制度改善の選択肢が提示された<sup>304)</sup>。労働側である連合（日本労働組合総連合会）本部が労働委員会拡充案、使用者側の日経連が民事調停活用案で対決し、それが地方自治体毎の実施で纏ま

りかけたところで、労働省時代に「個別的労使紛争処理問題検討会議」でこれを検討し始めていた厚生労働省が地方労働局活用の法制化を提起し、2000年成立の個別的労働紛争解決促進法によって、「複線の実施」となった経緯がある<sup>305)</sup>。この改革以降、実は、職業安定行政などが国の直轄事業とされ、地方労働局が創設されるなど、労働行政が寧ろ国に一元化された<sup>306)</sup>。その中で、2000年の地方分権一括法による地方自治法改正が改革の引き金となり、地労委も個別的労使紛争解決に参入したのである。ある意味、集团的労使紛争が減少し、仕事も減少していた地労委が、新たな仕事を創設したということである。

2001年、地方自治法180条の2により、地労委は知事からの委任を受けて、個別労使紛争の斡旋や労働相談をできるようになった<sup>307)</sup>。東京、兵庫、福岡以外では個別労働関係紛争の斡旋を行っている<sup>308)</sup>。このことは、一労働者から見ると、個別紛争か集団紛争かを意識せずに労働委員会に受け入れてもらえるというメリットがある<sup>309)</sup>。2004年に始まる労働審判では弁護士費用が高いのと比べ、労働委員会は、弁護士に依頼していない事案でも丁寧に対応してくれそうに見える<sup>310)</sup>。斡旋は、弁護士費用もかからないメリットもある<sup>311)</sup>。無論、労使関係の修復も目的にするので、金銭では測れない解決も図れるほか、労組が被った被害を認定することともできる<sup>312)</sup>。地労委は2004年に自治事務として名称も都道府県労委に変わったが、例えば、東京都労委は、2019年に労働相談52884件、斡旋388件の実績がある<sup>313)</sup>。行政機関としての労働委員会が、裁判所にはできない仕事を得たと言えよう。

しかしながら、都道府県労委の主たる任務は集团的労働紛争の解決の筈である。労働委員会の「総合デパート」化は、それが本来担ってきた集团的労働紛争解決機能を衰微させる危惧も感じられる<sup>314)</sup>。また、審査手続まで含めれば、行政訴訟を重ねることとなり、特に未組織労働

者には耐え難いものであって、権利義務関係を確定させたいのであれば、直接的に裁判に訴えればよいだけであろう<sup>315)</sup>。労働委員会が個別労働紛争の解決に乗り出す必要性がなく、専門外のことに手を出すべきではない<sup>316)</sup>にも拘らず、労働局や裁判所に任せるべき仕事を抱え、その設立目的を曖昧にしたとも言える。この「二重行政」が共に弁護士や大学教員などによる斡旋で、都道府県毎に解決に取り組んでいる点で、「棲み分け」にも失敗している<sup>317)</sup>とも言えよう。実際、寧ろ、都道府県の労政事務所や労働基準監督署に多くの相談や事件が持ち込まれるようになった<sup>318)</sup>。ならば、労働委員会については中央集権型の制度に再構築すべきだとする意見<sup>319)</sup>もある。また、調停等の遅延から、審級省略の議論も生じてきた<sup>320)</sup>。全国的重要事件は中労委の専属的管轄とし、初めから審査すべきだという見解<sup>321)</sup>もある。逆に、労働慣行の特殊性から都道府県レベルの労委は必要であり、中労委が法律審となることはできないが、不当労働行為に関して中労委が統一する意味もあるので、この2段階構造は維持すべきだとする見解<sup>322)</sup>もある。

2004年には、不当労働行為審査制度の迅速化と的確化のため、労働委員会の組織と手続の改革を含む労働組合法の改正がなされた。これにより、一部の公益委員を常勤化できるようにもなった。但し、これについては、弁護士の地労委公益委員が民事訴訟的に厳格に考え過ぎることからか<sup>323)</sup>、「不当労働行為審査手続の民事訴訟化」との評価<sup>324)</sup>もある。不当労働行為の終結事件の平均所要日数も、2005年の1500日以上から2009年には423日に、調整事件では181日が76日になるなど、迅速化は図られてきていた<sup>325)</sup>。

とは言え、労働委員会は、不当労働行為審査事件・労働争議調整事件の件数が低位安定のままであり、東京・大阪への偏在もあり<sup>326)</sup>、やはり、個別労働紛争ばかりが着実に増えている<sup>327)</sup>。調整事件数は2010年代に本格的に落ち込み、2014

年には359件と5年前の半分となった<sup>328)</sup>。「労使で自主的にだんだん健全になってきた」<sup>329)</sup>からとも言えようが、「労働委員会を利用する」「のは大半が企業内の少数組合、複数組合下の少数組合、合同労組である」ばかりとなったということでもある<sup>330)</sup>。この中で、労働委員会は「中小企業の組合結成の際のもめごとの解決とか、合同労組が持ち込んでくる権利紛争の処理」では「社会的意義のある機能を果たしている」<sup>331)</sup>ものの、「新しい役割」<sup>332)</sup>を模索する必要がある。しかし、同時に創設された労働審判制度<sup>333)</sup>が、「多様な局面で不当労働行為の救済制度と類似の性格を有し、労働委員会制度と同質の課題をになっている」<sup>334)</sup>点は見逃せない。要は競業関係にあるわけである。

実質的にも、労働委員会での個別紛争的色彩の合同労組事件が不当労働行為・労働争議調整事案の約3分の2を占めている<sup>335)</sup>。そもそも、労働運動自体が低調であることもあるが、労働委員会の運営自体の問題でもある<sup>336)</sup>。労働委員会の斡旋も年300件程度で推移しており<sup>337)</sup>、労働局の斡旋よりやや遅いが、「比較的早期の解決を実現している」<sup>338)</sup>、或いは「非常に丁寧に事務局が扱ってくれる」<sup>339)</sup>という評価はあるものの、「いじめ・嫌がらせ」案件が多い地方労働局の斡旋の申請約6000件<sup>340)</sup>や地方裁判所の労働審判の申請約3500件と比べ、非常に少なくなっている<sup>341)</sup>。中労委に申し立てられた再審査事件数は2022年で36件にまで落ち込んだ<sup>342)</sup>。340超の労働基準監督署、約250の相談コーナーを持つ中央集権的労働行政には敵わない印象である<sup>343)</sup>。労働審判は正規雇用、労働局の斡旋は非正規雇用で利用される傾向にあるという<sup>344)</sup>。

2004年制定の労働審判法は、労使双方の専門家が調停を行った後、個別労使紛争のうち民事訴訟の前段としての労働審判に馴染むものを「個別労働関係民事紛争」と名付けた。労働審判は、裁判官である労働審判官1名と、労働関係に関する専門的知識経験を有する労働審判員

2名で労働審判委員会を構成し<sup>345)</sup>、「当事者の権利関係及び労働審判手続の経緯を踏まえて行う」ものとされ、特別の事情がなければ3回以内の期日で終結せねばならないという迅速性を備えた<sup>346)</sup>。また、様々な専門家の集団である労働委員会と比べ、裁判官の権限や権威は強い<sup>347)</sup>。2011年度で見ると、事件全体の97.1%が3回以内の期日で終局し、全体の71.2%で調停成立、労働審判・異議申立てなし7.1%で決着しており、事件解決率は非常に高い<sup>348)</sup>。基本的に好評である。

対して、都道府県労委は、地方財政が苦しい中、事務局定数に見直しが続いており、使い勝手がますます悪くなっている<sup>349)</sup>。労働委員会は集団的紛争が対象であったため、地域合同労組・ユニオンを知り、これに駆け込み加入して、団体交渉を行い、決裂すると労働委員会に対して救済を申し立てるということが展開され、結果、労働委員会の取り扱う案件が実質的に「個別紛争化」してきている<sup>350)</sup>。個別的紛争の多くは権利闘争であり、集団的紛争とは性格が異なる<sup>351)</sup>。また、組合と組合員の間の、組合内部問題、言い換えると組合民主主義問題は労働組合法では「一番おくられている」問題<sup>352)</sup>で、かつ、通常司法裁判所の管轄であって、不当労働行為事件としては専ら資格審査のレベルにおいて処理されているだけで、組合内部問題を適切に処理するという発想は希薄である<sup>353)</sup>。労働組合法が旧態依然であったため、御用化もしくは先鋭化した組合活動を個別組合員が法的にチェックすることが困難となり、組合内民主主義というよりも脱退と分裂(第二組合問題)が促進されたとも言えよう<sup>354)</sup>。

都道府県労委は、一部の公益委員が常勤化された中で、都労委には事務局10年以上のベテランが先例について意見を述べているなどの報告もある<sup>355)</sup>が、果たして都道府県労委が一般的に争点整理を行う能力などを十分に有しているかも疑問視されており、事務局に労働委員会での実務経験や労働事件に関する専門性に乏しい

人が増えている<sup>356)</sup>と言われる。そして、「本業」とも言える、不当労働行為に対する手続である救済命令が「でない・おそい・悪い」という批判がある<sup>357)</sup>。緊急命令違反・確定命令違反に対する過料の制裁(労働組合法32条)や、確定判決違反に対する刑事罰(同法28条)が規定されているものの、刑事罰や、緊急命令違反に対する制裁は殆ど機能していない<sup>358)</sup>。

2009年11月の全労委運営委員会の決定により、その小委員会として、「労働委員会活性化のための検討委員会」が立ち上がった<sup>359)</sup>。2010年には第1次、翌年には第2次、2012年には第3次の報告書を出している。第1次報告書では、労働委員会の認知度を高め、職員・委員の資質向上を目的とする提言がなされた<sup>360)</sup>。第2次報告書では、審査手続・体制につき、事件処理の一層の迅速化、専門性確保のための実務的研鑽の実施、行政訴訟を含めた不当労働行為事件処理手続の迅速化・的確化を目的として、審査期間の目標の設定などの提言を行っている<sup>361)</sup>。第3次報告書では、個別労働紛争の適切な解決促進のための諸施策を提言しているが、その基本的問題関心は、労働相談が、労働紛争解決ニーズがあるにも拘らず、労働委員会による個別労働紛争の斡旋に繋がらないことから、同委員会が十分に責任・役割を果たす必要があるという点にあった<sup>362)</sup>。2012年労働委員会規則改正により、三者委員による解決案の勧告制度が入り、3者が同格に近づいた<sup>363)</sup>。

振り返ると、2001年の司法制度改革審議会意見の中には、裁判外紛争処理(ADR)の拡充・活性化が盛り込まれていた。そして、2014年に「裁判外紛争解決の利用の促進に関する法律」(ADR法)が成立した。そこでのADR(Alternative Dispute Resolutions)は、定義上、両手続関与者間の合意、和解を目指して設置された民間紛争解決手段に対象が限定された<sup>364)</sup>。同法の想定しているものは、弁護士会の仲裁センターや各種PLセンターなどの民間団体であり、準じて行政機関によるものであって、裁

判内のものではない<sup>365</sup>。ADRの利点は、迅速であること、低廉であること（経済性）、合意を基礎として妥当な救済を探求できること、主宰者の非限定性・多様な専門性、手続過程における専門性、手続の柔軟性、手続保障の度合い（機動性の優先）、事実認定の柔軟性、不服申立ての柔軟性、合意に基づく自主的・自律的な解決の可能性などにある<sup>366</sup>。刑事手続を極として、憲法以下の法に基づき、適正手続が厳格に守られねばならない司法判断と異なり、また、弱者の泣き寝入り常态化する裸の政治や私的自治とも異なり、その間に、公的権威を背景に立憲的に、妥当な結論を目指す柔軟な運用が分野毎に多数存在してもよい<sup>367</sup>、という発想の誕生であろう。

ADRの推進は、戦後とほぼ同じ歴史を有する老舗の労働委員会をも巻き込んでいる。労働委員会の扱う不当労働行為救済申立事件は、本来的に命令であり、救済命令の対象が労働組合であって労働者個人ではない<sup>368</sup>などの点で、ADRそのものではないため、個別労働関係紛争斡旋を除いてADR法というADRではないであろう<sup>369</sup>が、ADRを標準に、それに匹敵する役割が期待されてきたのである。労働委員会は遅れているとの批判<sup>370</sup>が強い。労使紛争に関しても、訴訟手続によらない簡易・迅速・柔軟な解決を総合的に検討することが求められている<sup>371</sup>。民事裁判の審理促進と比べ、そこでは、特に労使委員について、「忙しい委員長とかどこかの会長さん」ではなく「時間的に余裕のある方」<sup>372</sup>、「バランス感覚の良さ、とりわけ当事者に対する説得力を有していることが不可欠である。論理性と人柄といえる。とくに、個別斡旋事案に関しては、カウンセラー的能力も重要である」<sup>373</sup>ということであろうか。裁判官とは異なる能力が必要である。しかし、裁判官の手続を補う「裁判外紛争処置」という意味では「準司法的役割を果たす行政委員会として、かつては、まさにADRの典型であったと言うことができ」、広義のADRであろう<sup>374</sup>。その限

り而言えば、労働委員会と労働局が併存するなどにより、ユーザーの選択肢を広げているとは言えよう<sup>375</sup>が、そうなればこそ、他の機関には委ねられない労働委員会の機能とは何かを真剣に考えねばならない時期に来ているのではなかろうか。現状は、本業が暇なので副業の開拓に必死、というべきである。「労働委員会制度が、60年間の『鎖国』を解く時期は、いよいよ近づいているようである。」<sup>376</sup>

### おわりに

労働組合法は1949年の大改正以降、労働組合組織率も低迷する中、大改正が70年間ないことは不思議でもある<sup>377</sup>。依然として階級的な労使関係観が維持されている<sup>378</sup>が、生じているのは、まず、集团的労使紛争の激減である。そして、2004年に労働審判制度の創設がなされ、「紛争解決システムの主役が、労働委員会が基盤とする行政委員会から、司法という世界に移った」のである<sup>379</sup>。戦後早々に労働審判所設置の提案<sup>380</sup>があったが、これを通常司法裁判所に委ねる労働審判手続が施行され、裁判所による個別労働紛争解決手続、争訟的非訟事件として軌道に乗り、地方裁判所における、裁判官（審判官）と、労使紛争解決に専門的経験を有する専門家（審判員）2名の合議体による調停を含む短期間の紛争処理は、件数も重ね、安定的に推移してきている<sup>381</sup>。ある時期には、労働委員会に個別的労使紛争の調整も委ねてはどうかという声もあった<sup>382</sup>が、法制度改革はその方向に進まなかった。要は、法政策的には相互に選択の余地があったが、労働紛争の今や主要部分は裁判所の手続に委ねられたように見える。

これは、労働委員会の存立にとって大きな環境変化である。労働委員会は、健全な労使関係を形成するためにあり、確信犯的な使用者のケースや実質的に個人紛争であるケースについては、司法救済こそが的確な処理をできるものであって<sup>383</sup>、その守備範囲ではないと言えよう。そうなると、行政機関が「公的に」関与する「行

政救済」の意義がどこあるのか<sup>384</sup>、原点に立ち返りつつ、そして今でもそうなのか、検討せねばなるまい。本当に、個別的労使紛争を抱え込むことが労働委員会の適切な途なのかは再考されるべきであり、そうであれば、労働委員会は縮小の途を辿るべきであろう。労働委員会は最早「駆け込み寺」の役割に矮小化されているとの指摘<sup>385</sup>もある。その先にあるのは、労働委員会の司法化、発展的解消、準司法的作用の分離の方向である。

実際に、「労働委員会の審査部門と裁判機能を統合する『労働裁判所』の構想」が1975年にも示されていた<sup>386</sup>。個別的労使紛争の処理が、多様な専門家を抱える労働委員会にこそ相応しいというのであれば、労働委員会を労働裁判所に発展的に解消することにも一理あろう。しかし、当時でも労働者側からは、団結権保障による労働者の生存権保障というものとは異なる<sup>387</sup>とするなどのアレルギーや、そういった機関が国家権力擁護的になる懸念が示されてきた<sup>388</sup>。現実には、労働事件の専門部が「意識的に反労働者の思想的裁判官を配置しているのではないかと疑われるフシがある」<sup>389</sup>とも言われ、それが組織的に展開されれば弊害の方が大きいであろう。また、法的紛争でないものは裁判所に持ち込まず、不当労働行為の処理の多くは「司法権」の任務ではない。このため、将来にわたって健全な労使関係を築くよう導くのは行政機関の仕事であり、政治的中立性を有するという点では独立行政委員会の仕事だということになる。

「合同労組・ユニオンの駆け込み訴えなどを含め、簡単には解決するはずのない事件を、原因にさかのぼって担当三者委員の裁量によって進行」して解決するようなもの<sup>390</sup>や、会社側が法適合組合ではないとして団体交渉に応じない事案でこれを違法と断じ、ポストノータイスも命じた例<sup>391</sup>など、労働委員会でなければ解決できないものもあろう。そして、日本全体の不当労働行為救済事件と労働争議調整事件の

合計はなお、年1000件近くあり、「集団紛争に対処する公的機関の存在は、社会の安定装置として不可欠であり、労働委員会制度の枠組み、人的ネットワーク、そこに蓄積されてきた知識や経験の存在を看過することは、適切とはいえない」<sup>392</sup>ように思える。公労使三者構成による知見は労働委員会の知見であり、「正常な労使関係」を委員が知っていることは大きい<sup>393</sup>。組織力量に乏しい多くの弱小労組が不当労働行為で泣き寝入りをしなかったのは、労働委員会が存在したためであり、団結権保障のためには役割を果たしてきたからだと言ってよからう<sup>394</sup>。現在でも、労働問題に特化した常設の専門機関が必要だという声<sup>395</sup>はなお大きい。廃止論は尚早なのであろう。労働委員会も、交渉に至るまでの組合内部の意思集約過程を問題とし<sup>396</sup>、使用者を教育し、団交のアドバイスをするなどの制度改革を提唱する意見<sup>397</sup>もある。個別斡旋を正面から自らの業務と受け止め、「労働委員会法」の立法に進むのだとする意見<sup>398</sup>もある。数的には圧倒的に多い中小企業における適切な労使関係を育成すべく、それが独立「行政」委員会であればならないとすれば、それを実施するだけの適切な権限を厚生労働省本体から移管する（あるいは、それを担当する部門を労働委員会の監督下に置く）必要もまた検討すべきであろう。個別的紛争であっても、集団的紛争に発展する可能性を有するものは、独立行政委員会たる労働委員会の任務とし、逆に、全くの個別的紛争は司法権に委ねることが本来であり、実際の実績を踏まえて見ても、そう整理されてよからう。

また、独立行政委員会の中立性が崩されれば、政党政治や官僚主義の隠れ蓑にされがちである<sup>399</sup>ところ、委員の任命についても、官僚主導の疑いがあり、政治主導にすべきだという意見<sup>400</sup>や、「より透明性のある、公正で、客観的な選任基準を準備しようとする姿勢は皆目見られない」<sup>401</sup>などの批判があり、しばしばその中立性すら批判的にされている。独立行政委



員会の会の存在意義（raison d'être）は、やはり政治的多数決から離れて人権を擁護するところにあるように思われる。政治的中立性はその生命線である。それに支えられた集团的労働基本権保護の活動は、現行憲法の労働基本権保障規定が続く限り、独立行政委員会たる労働委員会の本分として続くのではあるまいか。他方、それが「準」司法的「行政作用」であり、司法とは異なる限界と本分があることは忘れてはなるまい<sup>402)</sup>。

労働委員会制度については、このほか、公務員制度改革の中で、国家公務員に団体交渉権・労働協約締結権を付与することが検討されており、中労委に、団体交渉を調整し、仲裁を行う役割を付与することが検討されている<sup>403)</sup>。2001年以降、独立行政法人には憲法上の団体行動権（争議権）が認められていないが、中労委には代償機関としての機能を果たすことが期待された<sup>404)</sup>。特別権力関係論が崩壊しつつある<sup>405)</sup>中、憲法上あるべき改革の方向であると言えよう。ILO勧告もあり、国際法的にも間接的には外堀が埋められていることも付言しておく。

また、地方の労働委員会が都道府県単位でよいのかも、問題となっている<sup>406)</sup>。都道府県労働委員会が扱うべき事件がほぼなくなった県が多いのであれば、国の機関とするか、地方自治レベルで統合するかである。後者であれば、労働組合の訴えを受け付ける機関を地方自治法上の「組合」立とすることとなる。もしくは、県が様々な局面で適切な大きさをなくなっていることに鑑み、道州制論を促進する一つの根拠となる可能性もないではない<sup>407)</sup>。

基本的に、個別的法的紛争は司法の仕事である。労働委員会は、集团的労使紛争の解決、就中、不当労働行為の解決に徹し——無論、どちらとも取れるものは、一旦、労働委員会の担当することは吝かではないが——、必要とあらば再編と縮小を受け入れるのが、その行くべき途であろう。憲法が労働基本権を保障しているとして

も、現状維持・縮小禁止は原則ではなく、適切な制度整備こそが寧ろ憲法の要請であろう。その点、実質5審制の解決のためにも、中労委を先例・規則調整機関とし、原則は地方レベルの労委（何県かで「組合」立で合同するかの機関とするか）の判断を地裁に訴えるものとする<sup>408)</sup>制度改正を、考えてもよい段階に来ているのではなからうか。

## 注

- 1) 確かに、安藤高行「個別的労使紛争と労働委員会」九大法政研究68巻2号1頁、2頁（2001）の述べるように、「おそらく」両者「の境目は必ずしも判然としない」とは思われるが、この区別はあるのであって、だから同じというわけではあるまい。なお、「労資」を「労使」と書くようになったのは終戦直後からのようである。中西實「労働委員会創設当時などの思い出」中央労働時報904号2頁、4頁（1996）。
- 2) 菅野和夫『労働法』〔第12版〕1057-1058頁（弘文堂、2021）。
- 3) 秋田成就「労働委員会の労働争議調整としての『個別的』紛争取扱いの問題点」季刊労働法180号6頁、8頁（1996）。
- 4) しかし、野村平爾＝石井照久「特別対談・労使紛争と労働委員会—中労委への期待と調整機能の限界」季刊労働法81号151頁、152頁（1971）〔石井〕は、労働委員会というのは、本来ストライキを止めるための仕組みではなく、「労働紛争をまとめるための仕組み」だと述べる。この当時の公労委が、公務員等の争議権を否定して「仲裁で思い切ってやれる」（同文献157頁）とは異なると述べる。石井は当時、中労委会長。この頃の私鉄のストライキは激しかった。
- 5) 秋田前掲註3）論文9頁。
- 6) 同上7頁。対して、韓国の労働委員会は、個別労働関係紛争も判定と調整の両方を担う。野田進「個別労働関係紛争に対する労働委員会のあっせん—『地方特性』自治事務としての優位性と課題」季刊労働法252号37頁、39頁（2016）など参照。関連して、菅野和夫「韓国の労働委員会システム」同志社法學54巻3号366頁（2002）、鄭承均（大阪労働者弁護団誌）「韓国の労働委員会の不当解雇の金銭補償制度」労働法律旬報2031号32頁（2023）参照。
- 7) 安枝英紳「労働委員会による労働争議の調整」同志社法學52巻2号136頁、142頁（2000）。
- 8) 大内伸哉「労働委員会制度に未来はあるか？

- その専門性を問い直す」季刊労働法 252号 54頁, 57頁 (2016).
- 9) 山口浩一郎「わが国労使関係における労働委員会の役割」日本労働研究雑誌 473号 66頁, 71頁 (1999).
  - 10) アメリカから採用を強く示唆されていた適正交渉単位や排他的交渉代表制度は斥けられ, 団交拒否のみが不当労働行為となった. 菊池高志「団体交渉権の性格—日本メール・オーダー事件・東京高裁判決を契機に」労働法律旬報 890=891号 31頁, 33頁 (1975).
  - 11) 強制仲裁制度の比較法的紹介については, 小島浅吉「労働委員会制度批判」中央労働時報 300号 38頁 (1956) など参照.
  - 12) 調整手続及び不当労働行為の審査については, 塚本重頼「労働委員会」ジュリスト 295号 58頁 (1964), 山崎眞司「中央労働委員会における紛争処理の現状と課題」同 1207号 80頁 (2001) など参照.
  - 13) 山下昇「労働委員会制度の実情と課題」法律時報 88巻 3号 46頁 (2016).
  - 14) 城塚健之「個別労働紛争解決制度—現状と改革の方向性」労働法律旬報 1999=2000号 141頁 (2022), 菅野前掲註 2) 書 1073-1080頁など参照.
  - 15) 宮里邦雄「不当労働行為救済制度の過去・現在・未来」労委労協 613号 3頁, 11頁 (2007). 北川鑑一「労働委員会制度の概要と問題点—5.28判決を契機として」社会主義 426号 84頁, 86頁 (1998) の言によれば, 「もう少し面倒見のよい機関」ということになる.
  - 16) 玉置保「労働委員会の組織および機能の問題」日本労働法学会誌 28号 19頁, 23頁 (1966).
  - 17) 石井照久「労働委員会について」中央労働時報 519号 2頁, 14頁 (1971).
  - 18) 本多淳亮「労働委員会の役割と性格—総論的考察」日本労働法学会誌 49号 81頁, 82頁 (1977) 同旨.
  - 19) 岸井貞男「労働委員会の制度と機構からみた問題点」日本労働法学会誌 49号 5頁, 19頁 (1977).
  - 20) 川嶋四郎「労働委員会における紛争解決手続の基礎的課題—『公正かつ丁寧で親身な事件対応を通じた労働委員会の憲法実践』の試み」日本労働研究雑誌 50巻 12号 55頁 (2008).
  - 21) 道幸哲也「労働委員会の直面する課題」労委労協 689号 53頁, 55-56頁 (2013).
  - 22) これについては, 「労働裁判所の構成・運営・手続—スウェーデンの法律」ILO 時報 2巻 5号 32頁 (1950), 久保敬治「労働裁判所制度と労働訴訟」民商法雑誌 41巻 2号 3頁 (1959), 石川吉右衛門「西ドイツの労働裁判所」官公労働 14巻 9号 1頁 (1960), 若林安雄「フランスにおける労働裁判所—制度紹介」法学 15巻 1=2号 71頁 (1967), Benjamin Aaron=Thiro Ramm = 花見忠「西欧5ヶ国における紛争処理手続 (2) —労働裁判所の構成と機能」日本労働協会雑誌 13巻 4号 51頁 (1971), 塚本重頼「スウェーデン労働裁判所とヘルシンキ都市裁判所」ジュリスト 626号 120頁 (1976), 中宮勇「スウェーデンの労働裁判所」中央労働時報 621号 19 (1978), 佐藤文雄「英・仏・伊・西独労使関係視察報告—労働裁判所を中心に」中央労働時報 653号 15頁 (1980), 江幡清「英仏西独の労働裁判所を視察して」世界の労働 30巻 11号 2頁 (1980), 小林秀之「西ドイツ労働裁判所法の改正の目的と概要」日本労働協会雑誌 23巻 2号 74頁 (1981), 脇田康司「労働裁判所の実情—ポーニア大学アレバ教授との懇談」法と民主主義 286号 25頁 (1994), 毛塚勝利「ドイツ労働裁判所の課題と展望」中央労働時報 897号 66頁 (1995), 中野育男「ヨーロッパの労働裁判所—争議行為における救済と制裁」世界の労働 46巻 4号 10頁 (1996), 浅見靖仁「タイの労働裁判所—その設立の経緯と機能」大原社会問題研究所雑誌 467号 16頁 (1997), 石井俊和「世界の司法—その実像を見つめて (31) —ドイツ連邦労働裁判所訪問記」判例タイムズ 1058号 47頁 (2001), 鳴海治一郎「労委労協海外視察報告—イギリス・ドイツ労働裁判所等を中心に」労委労協 538号 15頁 (2001), 与世田兼稔「ドイツ労働裁判所制度について」経営法曹 130号 119頁 (2001), 両角道代「スウェーデンの労働裁判所—中央集権的労使関係を前提とした労使参審制の機能と限界」明治学院大学法科大学院ローレビュー 1巻 1号 53頁 (2004), 倉田原志「ドイツにおける連邦労働裁判所と連邦憲法裁判所—1954年~1978年の議論を中心に」立命館法学 399=400号 292頁 (2022) など参照.
  - 23) 菅野前掲註 2) 書 1059-1060頁. 労働裁判所に委ねるのがドイツ, フランス, 労働裁判所も置きながら特別の行政機関も置くのがイギリスである.
  - 24) 本質的ではないが, 労働委員会の責任者を委員長と呼ばず「会長」としていることも興味深い. それは, その威厳を示すものなのだろうか.
  - 25) 例えば, 1977年の規則改正について, 石川吉右衛門ほか「座談会・労働委員会規則改正と今後の課題—審査手続の改善を中心に上・下」ジュリスト 651号 15頁, 652号 102頁 (1977) 参照.
  - 26) 確かに, 教科書の中の「労働基本権」での「労働委員会」の記述は少ない. 君塚正臣『憲法—日本国憲法解釈のために』376頁 (成文堂, 2023) 参照. 「独立行政委員会」としてもそれは一例に過ぎない. 同書 483頁以下参照.

- 27) 黒川伊織「大正マルクス主義」山口輝臣＝福家崇洋編『思想史講義【大正篇】』95頁（筑摩書房，2022）参照。
- 28) 大和哲夫「沿革的にみた労働委員会の思想」日本労働法学会誌28号42頁（1966）参照。
- 29) 山本吉人「労働委員会の歴史と役割」労委労協550号2頁（2002）参照。
- 30) 大和前掲註28）論文43頁参照。
- 31) 協調會編『我國に於ける労働委員会制度』（協調會，1926）など参照。1896年の鐘淵紡績株式会社に職工懲罰委員会として設立されたものが最初であるらしい。同書9頁。
- 32) 後藤修三＝喜多三佳「創設期における労働委員会制度の理念をめぐって（2）」四国大学紀要A人文・社会科学編14号25頁，25-26頁（2000）参照。
- 33) 菅野前掲註2）書1082-1083頁。このほか，林信雄「労働争議調整制度の史的展開」日本労働協会雑誌84号19頁，21頁（1966）も参照。
- 34) 詳細は，後藤＝喜多前掲註32）論文26頁参照。
- 35) 大和哲夫「労働委員会の30年一制度の回顧と展望」労働法律旬報890=891号4頁（1975）。
- 36) 後藤＝喜多前掲註32）論文31頁参照。
- 37) 山本博「労働委員会改善の障害とその問題点」日本労働法学会誌49号100頁，101頁（1977）。
- 38) なお，日本と韓国の労働委員会制度は「誕生したばかりの頃は双子の姉妹のようであった」そうである。竹本英夫「韓国における労働委員会制度について—審判事件の迅速処理を中心として」中央労働時報1090号2頁，12頁（2008）。
- 39) このため，地方自治は保障されていないが，それでもそこでの地労委は中労委と同等の地位を有していたが，労組設立の届出先は，内務省任命の地方長官であった。「当の地方労働委員会は，その事務の所掌をどのように受け止めていたのだろうか。」野田前掲註6）論文41頁。
- 40) 1949年には組織率は55.8%に達したが，それは，「個々の労働者が自らの意思に基づき，産業別に団結するという本来の労働組合の姿ではなく，GHQの指示に基づく上からの組合づくりと敗戦後の激動（工場閉鎖や大量解雇・失業，インフレなど）に伴う即効性など多様な要因によって，最も安易な『企業別労働組合』の道が選択され」た結果である。水谷研次「労働委員会に求められる問題意識」季刊労働法240号59頁（2013）。これは，GHQが戦前の産業報国会は潰したが，企業内の勤労報国会は潰さず，これが母体となって労組となったことが多いからのようである。兵頭傳「いま労働委員会の役割を問う」労委労協573号8頁，9頁（2004）。これに対し，芦村庸介「戦後50年—労使関係の潮流と労働委員会の役割」中央労働時報897号30頁，31頁（1995）は，共産党の指導により，その方（寧ろ，工場別，と言うべき）が支配し易かった面もあると指摘する。
- 41) 大和前掲註28）論文44頁参照。無論，各委員の思い入れは違っていただようである。喜多三佳「労働委員会の『三者構成』小考」四国大学経営情報研究所年報6号77頁，79頁以下（2000）参照。
- 42) 山口浩一郎「行政委員会としての労働委員会」労委労協573号3頁（2004）。
- 43) 後藤修三＝喜多三佳「創設期における労働委員会制度の理念をめぐって（1）」四国大学紀要A人文・社会科学編13号45頁，49頁（2000）。中西前掲註1）文献10頁もそう証言する。これに対し，占領下の沖縄は，「日本本土におけるGHQとは異なり，必ずしも労働立法には熱心でなかった。そのため，特段に労働関係に関する布告や布令が制定されることもなく，わずかに日本の旧法令たる工場法や労働者災害扶助法が，米国民政府の法令に抵触しない範囲で適用される状況であって，労働立法は空白の状況が続いた」そうである。戸谷義治「米軍統治下の沖縄における労働委員会の権限と機能（1）」琉大法学100号31頁，35頁（2019）。1954年に，行政主席の所管の下，琉球政府の中央労働委員会は発足し，1961年に労働局の外局となり，1972年の本土復帰で沖縄県地方労働委員会となる。沖縄県地方労働委員会事務局「沖縄県地方労働委員会のあゆみ—組織の沿革と事件のあらまし」中央労働時報635号17頁（1979）。占領下，軍雇用の労働関係には琉球列島米国民政府布令が適用され，琉球政府の中央労働委員会は関与できなかった。また，各群島に設置する予定だった地労委は置かれなかった。宮城久三「琉球政府中労委」中央労働時報517号26頁，27頁（1971）。
- 44) 榎井常喜「不当労働行為制度の担い手としての労働委員会—その20年の実績」日本労働協会雑誌84号57頁，58頁（1966）。
- 45) 喜多前掲註41）論文82頁。「中立委員」のことを知らず，徳田球一が怒り出したそうである。中西前掲註1）文献6頁参照。
- 46) 野田進「労働委員会における三者構成を考える」労委労協704号2頁，8頁（2015）参照。
- 47) 日本法律家協会編『準司法的行政機関』207-209頁（有斐閣，1975）[塚本重頼]。
- 48) 同上218頁以下 [塚本重頼]参照。
- 49) 東京大学社会科学研究所編『行政委員会』89頁（日本評論社，1951）[有泉亨]など参照。
- 50) 同上93頁表（39）及び95頁 [有泉亨]参照。
- 51) 同上100頁表（45）[有泉亨]参照。
- 52) 矢野範二「労働委員会」経済往来8巻3号124頁，125頁（1956）など。反対，岸星一「労働委員会の功罪—労働法改正に寄せて」自由と

- 正義3巻3号16頁, 18頁 (1952).
- 53) 詳細は中西前掲註1) 文献3頁参照.
- 54) 後藤=喜多前掲註43) 論文47頁.
- 55) 梶井常喜「労働委員会制度の50年」日本労働法学会誌88号7頁, 9頁 (1996).
- 56) 現在の労働組合法から見ると, 7条1号の不利益取扱いだけが禁じられ, 2号の団交拒否以下は禁じられていなかった. 宮里前掲註15) 論文3頁.
- 57) 1949年の労働組合法大改正まではこの名称であった. 萩沢清彦「労働委員会50周年をむかえて」中央労働時報897号1頁, 2頁 (1995).
- 58) 山本前掲註29) 論文3頁参照.
- 59) 野田前掲註46) 論文9頁.
- 60) 大和前掲註28) 論文51頁.
- 61) 矢野前掲註52) 論文125頁.
- 62) とは言え, 「方々で職場占拠, 生産管理, あるいは炭坑辺りではつるし上げ, 人民裁判, 労働組合運動というよりは, 暴動みたいなもの」だとの証言もある. 中西前掲註1) 文献2-3頁.
- 63) 梶井前掲註44) 論文59頁.
- 64) 高岡正美「労働委員会の機能を高めるための提言」労働法律旬報1090号4頁, 5頁 (1984).
- 65) 大和前掲註35) 論文5頁.
- 66) 梶井前掲註55) 論文11-12頁参照.
- 67) 菅野和夫「司法制度改革と労働委員会」中央労働時報988号2頁, 4頁 (2001).
- 68) 梶井前掲註44) 論文63頁.
- 69) 大内前掲註8) 論文56頁.
- 70) 大和前掲註28) 論文50頁.
- 71) 杉之原舜一「労働委員会の改革」法律文化4巻7=8号57頁, 61頁 (1949).
- 72) 大和前掲註35) 論文5頁.
- 73) 以上, 仁田道夫「戦後期における労働委員会と労使関係—偉大なる調停者の時代」季刊労働法252号2頁, 2-3頁 (2016) 参照. こういった, 公的部門の労働者が中労委の管轄に戻るのには国営企業労働委員会が廃止された1988年のことである.
- 74) ある意味では, 「政令201号以前に労働委員会を戻した(大和前掲註35) 論文9頁) ことになる. 現業公務員の労使紛争については中労委が専属的に管轄することとなった. 木村富美雄「労働委員会制度について」労委労協522号2頁, 3頁 (1999) など参照.
- 75) 宮里邦雄ほか「座談会・中央労働委員会の現状と問題点」労働法律旬報1137号4頁, 7頁 (1986) [岡田和樹].
- 76) 野田前掲註6) 論文43頁は, 「推測」として, 1945「年労組法の適用下で形成された, 労働委員会の事務における地労委の事務の実績が自然な形で共有されていたことによるのではないだろうか」などとする.
- 77) 近藤文二ほか「座談会・地方労働委員会の組織と機能」日本労働協会雑誌84号28頁, 29頁 (1966) [林芳郎].
- 78) 岸井前掲註19) 論文8頁など参照.
- 79) 西迪雄「労働委員会の命令に対する行政訴訟に関する諸問題」判例タイムズ19号27頁 (1952). それを最高裁で争う場合の最高裁の判断基準について, 山本吉人『労働委員会命令と司法審査』(有斐閣, 1992), 同「労働委員会命令と最高裁の審査基準上・下一労基法上の協定と不当労働行為の成否」労働判例741号7頁, 742号6頁 (1998) 参照.
- 80) 岸田徹「労働委員会制度の役割と限界」労働・農民運動75号82頁, 83頁 (1972).
- 81) 菅野前掲註2) 書1080頁. なお, 伊藤正己「労働委員会の機能—その準司法的役割について」公労委季報42号1頁 (1980) は, 中労委の仕事の殆どは不当労働行為事件であったと述べている.
- 82) 萩沢清彦「労働委員会と裁判所」中央労働時報491号27頁, 28頁 (1969).
- 83) 矢鍋邦一「労働委員会の使命と調整の本質について考える」中央労働時報712号22頁, 23頁 (1984) 参照.
- 84) 大和前掲註28) 論文50頁.
- 85) 宮里前掲註15) 論文7頁. 実際, 1955年の全国労働委員会会長連絡会議において, 長野地労委会長が処罰主義への回帰を求める発言をした例がある. 「最近の労働委員会における諸問題点」中央労働時報288号24頁, 29頁 (1955) 参照.
- 86) 岸井前掲註19) 論文8頁.
- 87) 仁田前掲註73) 論文3頁.
- 88) 道幸哲也「労働委員会制度の直面する課題」日本労働研究雑誌63巻6号72頁, 74頁 (2021).
- 89) この点は, 職業安定審議会, 労働基準審議会, 労働者災害補償審査会などもそうである. 林信雄「労働委員会制度の問題点」季刊労働法14号25頁 (1954).
- 90) 野田前掲註6) 論文39頁など参照.
- 91) 林武一「労働委員会の当面する問題」日本労働協会雑誌84号1頁 (1966).
- 92) 大和哲夫「労働委員会—戦後法制度の20年」ジュリスト361号247頁, 248頁 (1967) 参照.
- 93) 野田前掲註46) 論文13頁. この名称変更にも, 杉之原前掲註71) 論文58頁は反対する.
- 94) とは言え, 組合委員長独裁というのは珍しく, トップダウンは少ないので, 公益委員として組合側の説得は大変なのだそうである. 山本前掲註29) 論文4-5頁.
- 95) 山本前掲註37) 論文109頁.
- 96) 仁田道夫「労働委員会の役割像—未来学的接近」季刊労働法240号50頁 (2013).

- 97) 有泉亨「労働委員会改正論」法律時報 21 巻 1 号 18 頁, 19 頁 (1949) 参照.
- 98) 仁田前掲註 96) 論文 50 頁.
- 99) 大和前掲註 28) 論文 46 頁.
- 100) 高橋貞夫「労働委員会制度の現状と問題点」西南学院大学法学論集 13 巻 4 号 1 頁, 26-27 頁 (1981).
- 101) この点で, 原職復帰を命じられるかは難しい. 時間が経過し, 「覆水盆に返らず」で自己退職となるケースもある. この点で, 懲罰的損害賠償を課す命令は出せないかも検討された. 平川亮一「不当労働行為救済の方法」日本労働法学会誌 58 号 67 頁, 77-78 頁 (1981) 参照. 同様の救済の問題は緊急命令に関するときにもある. 宮崎鎮雄「緊急命令の申立に対する司法審査の限界」同 87 頁参照.
- 102) 「労働委員会改編をめぐる問題点—公益委員重点主義の是非」労政時報 1114 号 2 頁, 3 頁 (1950).
- 103) 小西國友「裁判所の判例から見た労働委員会—不当労働行為禁止制度と不当労働行為救済制度」中央労働時報 897 号 40 頁, 50 頁 (1995).
- 104) 高嶋久則「組合資格審査制度の 30 年」労働法律旬報 890=891 号 77 頁, 79 頁 (1975) 参照.
- 105) 岸田前掲註 80) 論文 83 頁.
- 106) 古川景一「労働審判制度のあるべき姿と現状—労働委員会制度との対比」労委労協 611 号 9 頁, 29-30 頁 (2007).
- 107) 野田前掲註 46) 論文 5 頁図表 1 及び 6 頁図表 2 参照.
- 108) 同上 7 頁.
- 109) 林前掲註 89) 論文 29 頁.
- 110) 本多淳亮「労働委員会と裁判所—相次ぐ逆転判断とその問題点」労働法律旬報 890=891 号 24 頁, 25 頁 (1975). 道幸哲也ほか「座談会・労働委員会制度の検討—抜本的改革に向けての課題」労働法律旬報 1614 号 4 頁, 20 頁 (2005) [宮里邦雄] も参照.
- 111) 小西前掲註 103) 文献 49 頁.
- 112) 山川隆一「労働委員会と裁判所—命令の司法審査をめぐって」中央労働時報 897 号 54 頁, 60 頁 (1995).
- 113) 第二鳩タクシー事件=最大判昭和 52 年 2 月 23 日民集 31 巻 1 号 93 頁. 本件評釈には, 「判批」法律時報 49 巻 8 号 132 頁 (1977), 島田信義「判批」法学セミナー 265 号 4 頁 (1977), 高田正昭「判批」法律のひろば 30 巻 5 号 40 頁 (1977), 道幸哲也「判批」判例評論 221 号 40 頁 (1977), 林修三「判批」時の法令 981 号 51 頁 (1977), 脇田滋「判批」日本労働法学会誌 50 号 172 頁 (1977), 安枝英紳「判批」季刊労働法 104 号 202 頁 (1977), 石野隆春「判批」労働法律旬報 923 号 9 頁 (1977), 荒木誠之「判批」同 927 号 38 頁 (1977), 同「判批」萩沢清彦編『労働判例百選』[第 4 版] 258 頁 (1981), 慶谷淑夫「判批」労働法令通信 30 巻 7 号 2 頁 (1977), 市毛景吉「判批」明大法律論叢 50 巻 2 号 139 頁 (1977), 浅井清信「判批」龍谷法学 10 巻 2 号 92 頁 (1977), 川口実「判批」ジュリスト増刊『労働法の判例』[第 2 版] 168 頁 (1978), 秋田成就「判批」ジュリスト臨時増刊 666 号『昭和 52 年度重要判例解説』206 頁 (1978), 岸井貞男「判批」民商法雑誌 77 巻 4 号 589 頁 (1978), 菅野和夫「判批」法学協会雑誌 96 巻 4 号 115 頁 (1979), 宍戸達徳「判批」法曹時報 32 巻 3 号 71 頁 (1980), 同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和 52 年度』44 頁 (法曹会, 1981), 「判批」法曹時報 32 巻 3 号 71 頁 (1980), 宇田川昌敏「判批」経営法曹会議編『最高裁労働判例 5—問題点とその解説』173 頁 (日本経営者団体連盟出版部, 1985), 幸地成憲「判批」萩沢清彦編『労働判例百選』[第 5 版] 162 頁 (1989), 岩井國立「判批」経営法曹会議編『救済命令取消判決の解説・研究』349 頁 (第一法規, 1989), 平川亮一「判批」山口浩一郎ほか編『労働判例百選』[第 6 版] 246 頁 (1995), 村中孝史「判批」菅野和夫ほか編『労働判例百選』[第 7 版] 258 頁 (2002), 宮里邦雄「判批」労委労協 581 号 29 頁 (2004), 同ほか「判批」労働判例 947 号 91 頁 (2008), 神尾真知子「判批」村中孝史=荒木尚志編『労働判例百選』[第 8 版] 23 4 頁 (2009), 岩村正彦「判批」村中孝史=荒木尚志編『労働判例百選』[第 9 版] 216 頁 (2016), 荒木尚志「判批」村中孝史=荒木尚志編『労働判例百選』[第 10 版] 220 頁 (2022) などがある.
- 114) 秋北バス事件=最大判昭和 43 年 12 月 25 日民集 22 巻 13 号 3459 頁. 本件評釈には, 山本吉人「判批」ジュリスト 419 号 69 頁 (1969), 同「判批」季刊労働法 154 号 85 頁 (1990), 可部恒雄「判批」同 421 号 92 頁 (1969), 同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和 43 年度』1499 頁 (法曹会, 1973), 花見忠「判批」ジュリスト臨時増刊 433 号『昭和 43 年度重要判例解説』170 頁 (1969), 本多淳亮「判批」法学セミナー 156 号 39 頁 (1969), 慶谷淑夫「判批」法律のひろば 22 巻 3 号 18 頁 (1969), 川崎武夫「判批」判例評論 124 号 27 頁 (1969), 宮島尚史「判批」判例タイムズ 235 号 23 頁 (1969), 同「判批」季刊労働法 71 号 80 頁 (1969), 同「判批」労働法学研究会報 796 号 1 頁 (1969), 同「判批」萩沢清彦編『労働判例百選』[第 5 版] 46 頁 (1989), S.H.E「判批」時の法令 670 号 56 頁, 671 号 55 頁 (1969), 川口実「判批」日本労働法学会誌 34 号 91 頁 (1969), 同「判批」慶大法学研究 43 巻 4 号 1

- 頁(1970), 靱井常喜「判批」季刊労働法74号193頁(1969), 山本博「判批」労働法律旬報698号13頁(1969), 近藤富士雄「判批」労働法令通信22巻2号6頁(1969), 野村平爾「判批」月刊労働問題131号68頁(1969), 「判批」労政時報1972号45頁(1969), 満間信恭「判批」地方公務員月報68号56頁(1969), 山本武「判批」自治研修112号62頁(1969), 石松亮二「判批」産業経済研究10巻1号1頁(1969), 窪田隼人「判批」立命館法学80号116頁(1969), 井上修一「判批」佛教大社会学部論叢3号1頁(1969), 浅井清信「判批」竜谷法学2巻2=3=4号69頁(1970), 大場民男「判批」名大法政論集51号108頁(1971), 秋田成就「判批」法政大社会労働研究18巻2号59頁(1972), 同「判批」石川吉右衛門=山口浩一郎編『労働法の判例』〔第2版〕122頁(1978), 恒藤武二「判批」民商法雑誌67巻6号115頁(1973), 石川吉右衛門「判批」色川幸太郎=石川吉右衛門編『最高裁労働判例批評(2)民事篇』487頁(有斐閣, 1976), 倉地康孝「判批」経営法曹会議編『最高裁労働判例1—問題点とその解説』416頁(日本経営者団体連盟出版部, 1993), 柳屋孝安「判批」山口浩一郎ほか編『労働判例百選』〔第6版〕46頁(1995), 水町勇一郎「判批」菅野和夫ほか編『労働判例百選』〔第7版〕54頁(2002), 大内伸哉「判批」法学教室337号90頁(2008), 山川隆一「判批」村中孝史=荒木尚志編『労働判例百選』〔第8版〕44頁(2009), 池田悠「判批」村中孝史=荒木尚志編『労働判例百選』〔第9版〕40頁(2016), 浜村彰「判批」労働法律旬報1957号38頁(2020), 神吉知郁子「判批」村中孝史=荒木尚志編『労働判例百選』〔第10版〕42頁(2022)などがある。
- 115) また, 労働法学も, 禁止制度と救済制度の2つを分けて語るようになってきた。小西前掲註103) 文献40-41頁。
- 116) 栃木化成事件=最判昭和37年10月9日民集16巻10号2084頁。本件評釈には, 玉置保「判批」民商法雑誌49巻1号76頁(1963), 「判批」法律時報35巻3号111頁(1963), 渡部吉隆「判批」法曹時報15巻1号95頁(1963), 同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和37年度』395頁(法曹会, 1973), 島田信義「判批」季刊労働法48号179頁(1963), 飯倉一郎「判批」労働経済旬報543号13頁(1963), 中村正「判批」石井照久編『労働判例百選』244頁(1967), 小室直人「判批」萩沢清彦編『労働判例百選』〔第3版〕310頁(1974), 佐藤進「判批」ジュリスト551号260頁(1974), 奥山明良「判批」萩沢清彦編『労働判例百選』〔第4版〕260頁(1981), 原田賢司「判批」萩沢清彦編『労働判例百選』〔第5版〕164頁(1989), 平田薫「判批」経営法曹会議編『救済命令取消判決の解説・研究』235頁(第一法規, 1989)などがある。
- 117) 吾妻光俊「労働委員会の課題」法律時報32巻7号10頁(1960)。
- 118) 以上, 菅野前掲註2) 書1124-1126頁参照。
- 119) 但し, 中労委ではその中に「陳謝」を入れることは認められないのだそうである。宮里ほか前掲註75) 文献8頁[岡田和樹]。憲法19条に抵触する問題である。
- 120) 川口美貴『労働法』〔第7版〕1000頁(信山社, 2023)。
- 121) 秋田前掲註3) 論文6頁。
- 122) 道幸前掲註21) 論文57頁。その例として, 労組組合員から組合費のチェック・オフを行ってこれを併存する別組合に交付したことが不当労働行為に当たる場合に, 組合費相当額を組合員にではなくその所属組合に支払うことを命ずる救済命令を違法とした, ネスレ日本霞ヶ浦工場事件=最判平成7年2月23日民集49巻2号281頁が挙げられている。本件評釈には, 山川隆一「判批」法学教室179号109頁(1995), 同「判批」判例タイムズ913号『平成7年度主要民事判例解説』356頁(1996), 浜田富士郎「判批」判例評論441号85頁(1995), 岸井貞男「判批」ジュリスト臨時増刊1091号『平成7年度重要判例解説』196頁(1996), 岩村正彦「判批」ジュリスト1095号201頁(1996), 道幸哲也「判批」民商法雑誌114巻1号124頁(1996), 同「判批」菅野和夫ほか編『労働判例百選』〔第7版〕260頁(2002), 鈴木隆「判批」法律時報68巻2号99頁(1996), 石井保雄「判批」季刊労働法178号183頁(1996), 相澤直子「判批」九大法政研究63巻1号323頁(1996), 川神裕「判批」法曹時報49巻12号235頁(1997), 同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成7年度』113頁(法曹会, 1998), 浅倉むつ子「判批」村中孝史=荒木尚志編『労働判例百選』〔第8版〕236頁(2009), 竹内(奥野)寿「判批」村中孝史=荒木尚志編『労働判例百選』〔第9版〕218頁(2016)などがある。
- 123) 寿建築研究所事件=最判昭和53年11月24日判時911号160頁。本件評釈には, 岸井貞男「判批」季刊労働法113号148頁(1979), 富田武夫「判批」経営法曹会議編『最高裁労働判例4—問題点とその解説』323頁(日本経営者団体連盟出版部, 1983), 中山慈夫「判批」経営法曹会議編『救済命令取消判決の解説・研究』679頁(第一法規, 1989)などがある。
- 124) 東京芝浦電気事件=東京地判昭和27年7月29日労民集3巻3号253頁。本件評釈には, 久保敬治「判批」石井照久編『労働判例百選』196頁(1962)などがある。

- 125) 高橋貞夫「労働委員会命令と司法審査—最近の行政訴訟事件取消判決をめぐって」林迪広還暦記念『社会法の現代的課題』111頁, 113頁（法律文化社, 1983）.
- 126) 山本吉人「労働委員会命令と司法審査」労働法律旬報1247号4頁, 4頁及び8頁（1990）参照.
- 127) 橋詰洋三「アメリカにおけるNLRB命令の司法審査—いわゆる実質的証拠原則について」日本労働法学会誌58号5頁, 36頁（1981）. 但し, 同論文が憲法32条違反としている点は, 憲法76条違反と考える方が適切であるように思える. 日本法律家協会編前掲註47）書230頁〔塚本重頼〕も参照.
- 128) 喜多實「不当労働行為の成否と司法審査の限界」日本労働法学会誌58号41頁, 52頁（1981）.
- 129) 大和前掲註92）論文251頁参照.
- 130) 大和前掲註35）論文6頁. 地労委は不当労働行為を担当しないことになっていた. 野田進「『持続可能な』労働委員会制度への展望」中央労働時報1222号4頁, 5頁（2017）参照.
- 131) 野田前掲註6）論文44頁, 岸田前掲註80）論文84頁など参照.
- 132) 岸田同上同頁参照.
- 133) 本多淳亮「労働委員会」法律時報39巻3号38頁, 39頁（1967）.
- 134) 山下前掲註13）論文47頁参照.
- 135) 同上同頁.
- 136) 本多前掲註18）論文82頁.
- 137) 尾崎陸「労働委員会のあり方—弁護士の役割」自由と正義20巻5号9頁, 10頁（1969）参照.
- 138) 同上13頁. 本多淳亮=森本弥之介「労働委員会と裁判所」日本労働法学会誌28号87頁, 97頁（1966）同旨.
- 139) 本多前掲註18）論文93頁.
- 140) 野田前掲註130）論文6-7頁参照.
- 141) 森本弥之介「労働委員会における不当労働行為事件審査の運用からみた問題点」日本労働法学会誌49号35頁, 43頁（1977）は, 地労委も含め, 「大学教授」の専門分野は民法, 商法, 民事訴訟法, 行政法, 労働法, 経済政策, 社会政策などであったと記している. なお, 教授と言っても, 「理事や部長という経営者の立場に立つものもあり,」中立かどうかは疑わしいとする指摘もある. 玉置前掲註16）論文30頁.
- 142) 村田毅之「労働委員会における労使紛争処置の現状と課題」松山大学総合研究所報115号2-3頁（2021）. 「大学教授」には労働経済の専門家が含まれるほか, 「その他」として労働評論家などのジャーナリスト（新聞社で労使関係担当の論説委員など）があり得るようである. 沖野威「労働委員会の現状と将来の課題」法の支配134号48頁, 49頁（2004）.
- 143) 大内前掲註8）論文63頁.
- 144) 山本前掲註126）論文8頁.
- 145) 同上11-12頁. 西川美数=古山宏「労働委員会と裁判所」中央労働時報666号2頁, 7頁（1981）〔古山〕は, 「裁判所の考え方は, そのうち事実の認定と法律の適用については労働委員会に裁量権はなく, ただ, 救済命令, すなわち是正措置の内容についてだけ裁量権があるんだというふうに考えているんじゃないか」と指摘する.
- 146) 宮里邦雄ほか「座談会・労働委員会の現状と課題」労委労協600号81頁, 93頁（2006）〔芹生琢也〕.
- 147) 山本前掲註126）論文12頁.
- 148) 大内前掲註8）論文57頁.
- 149) 林前掲註89）論文27頁.
- 150) 仁田前掲註73）論文4頁. 例えば, 末弘巖太郎『労働法研究』（改造社, 1926）, 同=恩地久夫『労働法』（啓明社, 1932）, 菊池勇夫=後藤清=亀山孝一=末弘巖太郎『労働法・健康保険法・衛生法』（日本評論社, 1938）など. 終戦直後も, 末弘巖太郎『労働組合法解説』（日本評論社, 1946）の刊行がある.
- 151) 大和前掲註28）論文54頁.
- 152) 仁田前掲註73）論文3頁. 三宅正太郎初代会長は着任まもなくGHQにより公職追放されている. 同論文4頁参照.
- 153) 大和前掲註35）論文5頁.
- 154) 梶井前掲註55）論文10頁.
- 155) 三藤正「あっせん, 和解および労働委員会—日本の労使関係近代化におけるその役割」成城大学経済研究26号39頁, 56頁（1968）.
- 156) 以上, 仁田前掲註73）論文4-5頁参照.
- 157) 梶井前掲註55）論文10頁.
- 158) 山口前掲註9）論文66-68頁参照.
- 159) 以上, 仁田前掲註73）論文5-6頁参照.
- 160) 大和哲夫「労働委員会の審査機能の回顧と展望」日本労働協会雑誌84号46頁, 50頁（1966）.
- 161) 大和前掲註28）論文48-49頁参照.
- 162) 福岡国際観光ホテル事件=福岡地労委昭和27年6月5日命令など. 高田正昭「不当労働行為事件—30年の軌跡—リーディング・ケースを中心に」労働法律旬報890=891号11頁, 13頁以下（1975）.
- 163) 大和前掲註28）論文47頁.
- 164) 以上, 仁田前掲註73）論文6-9頁参照.
- 165) 大和前掲註28）論文47頁. 梶井前掲註55）論文15頁も同旨か.
- 166) 古賀紘一「審査促進の試み—その歴史と課題」労働法律旬報890=891号58頁, 58-59頁（1975）.
- 167) 同上59頁.

- 168) 同上 60 頁参照。  
 169) 以上, 同上 61-62 頁, 特に第 3 表参照。  
 170) 石井照久ほか「座談会・労働委員会 (1)」ジュリスト 385 号 129 頁, 131 頁 (1967) [安恒良一, 重枝琢巳, 三段崎俊吾]。  
 171) 吾妻光俊「労働委員会の機能とその限界」日本労働協会雑誌 84 号 2 頁, 4 頁 (1966)。  
 172) 森本前掲註 141) 論文 38 頁。  
 173) 山口浩一郎「労働委員会はたまりません」自由と正義 54 卷 10 号 50 頁 (2003)。  
 174) 諏訪康雄「労働委員会の今日的意義とこれからの課題—発足 70 年 労働委員会の今までとこれから」労働法学研究会報 2622 号 4 頁, 8 頁 (2016)。  
 175) 菅野和夫「労働委員会の安定的運営と活性化について」Business labor trend 12 頁, 13 頁 (2016) は「労使協力組合」と表現した。  
 176) 結果, 「第 1 組合が見るかげもない少数組合に転落するようなケースが, 不当労働行為事件の大多数であるといっても過言ではない」。吾妻前掲註 171) 論文 6 頁。  
 177) 以上, 榎井前掲註 55) 論文 23 頁表④参照。1970 年と 1983 年は公務員関係の大量申出があった。後藤=喜多前掲註 43) 論文 46 頁参照。  
 178) 道幸ほか前掲註 110) 文献 8 頁 [宮里邦雄]。  
 179) 塚本重頼「労働委員会の機能—その実際と反省」日本労働法学会誌 28 号 63 頁, 77 頁 (1966)。  
 180) 萩沢前掲註 78) 論文 29 頁。  
 181) 伊藤前掲註 77) 論文 2 頁。  
 182) 以上, 古賀前掲註 166) 論文 64-65 頁, 特に第 5 表参照。  
 183) 労委命令研究会「いま労働委員会が抱える問題—第 33 回全労委総会を中心に」労働法律旬報 971 号 48 頁 (1979) 参照。  
 184) 尾崎前掲註 149) 論文 12 頁。  
 185) 岸井前掲註 19) 論文 15 頁。  
 186) 石井前掲註 22) 文献 16 頁。  
 187) 道幸ほか前掲註 110) 文献 6 頁 [福島正]。  
 188) このことが, 野村平爾ほか編『講座労働問題と労働法 団結権と不当労働行為』(弘文堂, 1956) で噴出したという。榎井前掲註 67) 論文 17 頁参照。  
 189) 高岡前掲註 76) 論文 5 頁。  
 190) 同上 4 頁。  
 191) 水谷研次「労働委員会の過去・現在・未来」労委労協 563 号 20 頁, 21 頁 (2003)。  
 192) 宮里ほか前掲註 87) 文献 16 頁 [岡田和樹]。  
 193) 河内山大作 (インタビュアー・江口信一)「中央労働委員会は迅速化と部会制の実現で蘇生する」改革者 535 号 10 頁, 11 頁 (2005)。  
 194) 宮里邦雄「労働委員会の役割と課題」労委労協 526 号 2 頁, 11 頁 (2000)。  
 195) 川口実「労働委員会制度—今日の問題を中心として」日本労働法学会誌 56 号 199 頁, 200 頁 (1980)。高田正昭「労働委員会の 50 年と今後の課題」ジュリスト 1079 号 58 頁, 63 頁 (1995) 同旨。  
 196) 「資料 労働委員会制度のあり方に関する検討について」労委労協 522 号 37 頁 (1999), 「労働委員会制度のあり方に関する検討委員会報告」同 532 号 28 頁 (2000), 「検討委員会に対する労働者委員の見解」同 38 頁, 「公益委員素案に対する労働者委員の意見 (要旨)」同 44 頁参照。また, 中川宏一「検討委員会の論議の経過と今後の取り組み」同 11 頁も参照。  
 197) 千々岩力「労働委員会制度改革と司法審査について」労働法律旬報 1513 号 24 頁, 24-26 頁 (2001) 参照。  
 198) 道幸哲也「労組法改正と労働委員会システムの見直し」日本労働法学会誌 104 号 102 頁, 103 頁 (2004) 参照。  
 199) 吾妻前掲註 129) 論文 10 頁。  
 200) 塚本前掲註 191) 論文 68 頁第 2 表参照。  
 201) 山下前掲註 13) 論文 48-49 頁。  
 202) 吾妻前掲註 129) 論文 10-11 頁。  
 203) 同上 12 頁。  
 204) 同上 11 頁。  
 205) 山口前掲註 185) 論文 50-51 頁。2000 年の地労委新規申立件数は 364 件, 終結 368 件, 命令・決定が 93 件, 取下げが 38 件, 和解が 237 件である。山岸前掲註 12) 論文 82 頁参照。また, 「地労委の和解案作成委員会化」という表現があったそうである。森本前掲註 153) 論文 48 頁参照。なお, 堺鉦二郎「労働委員会と不当労働行為」札幌大経済と経営 3 卷 2 号 97 頁, 109 頁 (1972) によれば, 和解は, 「申立人側が勝つことが明白であり救済命令を得る明確な見通しがある場合, 形式的な命令より, 実質的内容をもった和解で解決する方が将来の諸問題の処理に都合が良い」場合, 五分五分の危険をかけねばならない場合, 「勝つ見込みがとほしい」か「勝ちそうではあるが組織が崩壊してしまって命令をもらっても現実には意味がなくなっている場合」などになされるという。また, 時間をかけてメンツも立って, 中労委で和解することも多いという。石井前掲註 22) 文献 17 頁。  
 206) 三藤正「労使関係近代化における労働委員会の役割—あっせん・和解を中心として」中央労働時報 469 号 2 頁, 14 頁 (1968)。  
 207) 同上 6 頁。占領中, GHQ の担当者にそう反論したそうである。  
 208) 三藤前掲註 155) 論文 39-40 頁参照。  
 209) 石井前掲註 22) 文献 12 頁。  
 210) 徳住堅治「労働委員会制度の実務的課題とこれから」労働法律旬報 1999=2000 号 131 頁,



- 132頁（2022）。
- 211) 三藤前掲註155) 論文41頁。
- 212) 道幸哲也「不当労働行為法理の課題—団交権保障を中心として」季刊労働法252号23頁、25頁（2016）同旨。
- 213) 千々岩力「調整事件の性格と調整機能」労働法律旬報890=891号81頁（1975）、特に82頁第2図。
- 214) 古田嘉宏「もとめられる事務局体制の強化—専門職員の確保と処遇・権限の確立を」月刊労働問題248号52頁、55頁（1978）。
- 215) 山下前掲註13) 論文48頁。
- 216) 野村=石井前掲註4) 文献165頁〔石井〕。
- 217) 山下前掲註13) 論文51頁。千々岩力「不当労働事件審査制度の日米比較」日本労働法学会誌49号57頁、78頁（1977）は、「事務局職員の専門研修の体制もなきに等し」と断じている。
- 218) 宮里ほか前掲註75) 文献16頁〔岡田和樹〕。
- 219) 佐藤香「不当労働行為審査手続の改善について」労働法律旬報890=891号52頁、54頁（1975）。
- 220) 宮里ほか前掲註75) 文献29頁〔伊藤幹郎〕。
- 221) 山口前掲註173) 論文55頁。また、石井照久ほか「座談会・労働委員会（2）」ジュリスト388号151頁、153-154頁（1968）〔野村平爾、三段崎俊吾〕は、一部常勤だとその者の意見が優位になるとして反対する。
- 222) 秋田成就「労働委員会命令の司法審査」季刊労働法188号2頁、10頁（1999）参照。
- 223) 豊川義明「雇用社会における法の支配と新たな救済システム—労働審判制度の意義と展望」日本労働法学会誌104号93頁、97-98頁（2004）。
- 224) 本多前掲註133) 論文38頁。
- 225) 宮里ほか前掲註75) 文献23頁〔伊藤幹郎〕。
- 226) 本多=森本前掲註138) 論文107頁。
- 227) 中山喬博「労働委員会のあり方」中央労働時報591号31頁、36頁（1976）。
- 228) 宮里ほか前掲註75) 文献27頁〔岡田和樹〕。
- 229) 本多=森本前掲註138) 論文95-96頁。
- 230) 例えば、日本国有鉄道監修時刻表37巻10号（日本交通公社、1961）により、1961年10月全国ダイヤ大改正で見ても、鹿児島を15時55分に出発した急行「霧島」が東京に着くのは翌日18時20分のことである。また、札幌16時55分の急行「大雪」、青函連絡船、急行「みちのく」を乗り継いで上野に着くのは翌日19時9分である。このため、松本清張『点と線』（光文社、1958）で旅客機を使うことが、まだトリックとして成立していたのである。
- 231) 大和前掲註160) 論文47頁。
- 232) 山本吉人「労働委員会命令と司法審査のあり方」季刊労働者の権利227号2頁、3頁（1998）。
- 233) 村田前掲註142) 書43頁。実際に、INAXメンテナンス事件=最判平成23年4月12日判時2117号139頁は都道府県労委への申立てから6年2カ月かかっている。本件評釈には、菅野和夫「判批」ジュリスト1426号4頁（2011）、水町勇一郎「判批」同10頁、岩村正彦ほか「判批」同23頁、土田道夫「判批」同49頁、同「判批」労働法律旬報1745号46頁（2011）、竹内（奥野）寿「判批」法学教室371号42頁（2011）、同「判批」日本労働法学会誌118号165頁（2011）、同「判批」村中孝史=荒木尚志編『労働判例百選』〔第10批〕8頁（2022）、豊川義明「判批」法律時報83巻12号71頁（2011）、榑原嘉明「判批」同128頁、和田一郎「判批」現代民事判例研究会編『民事判例3 2011年前期』176頁（日本評論社、2011）、荒木尚志「判批」NBL964号18頁（2011）、岡芹健夫「判批」ビジネス法務11巻8号4頁（2011）、佐治良三「判批」経営法曹171号1頁（2011）、中山慈夫ほか「判批」同45頁、中澤文彦「判批」季刊労働法234号136頁（2011）、山本陽大「判批」同235号167頁（2011）、宮里邦雄「判批」労働法律旬報1745号7頁（2011）、同「判批」同1758号17頁、村田浩治=河村学「判批」同1745号20頁（2011）、西谷敏「判批」同24頁、毛塚勝利「判批」同31頁、野田進「判批」同36頁、和田肇「判批」同41頁、川口美貴「判批」同51頁、矢野昌浩「判批」同56頁、田端博邦「判批」同1755号4頁、1758号6頁（2011）、岩出誠「判批」市民と法70号25頁（2011）、渡辺章ほか「判批」中央労働時報1135号4頁（2011）、島田陽一「判批」同46頁、慶谷典之「判批」労働法令通信2249号26頁（2011）、村田浩治「判批」建設政策138号40頁（2011）、鎌田耕一「判批」ジュリスト臨時増刊1440号『平成23年度重要判例解説』229頁（2012）、村田浩治「判批」法学セミナー685号32頁（2012）、道幸哲也「判批」速報判例解説10号257頁（2012）、水口洋介「判批」自由と正義63巻3号42頁（2012）、同「判批」労働法学研究会報2516号18頁（2012）、山本圭子ほか「判批」労働判例1035号6頁（2012）、鴨田哲郎「判批」岩村正彦ほか編『実務に効く労働判例精選』202頁（2014）、本久洋一「判批」村中孝史=荒木尚志編『労働判例百選』〔第9版〕8頁（2016）などがある。このほか、豊川義明ほか「座談会・労組法上の労働者性—最高裁3判決とこれからの課題」労働法律旬報1787号6頁（2013）も参照。
- 234) 但し、このことを会社側弁護士からすると、「大阪で会社側が全面勝訴する」「確率はわずか3%か4%」で『湊川の決戦』の楠木正成のような心境であり、唯一、「労働委員会は懇切

- 丁寧に、しかも粘り強く和解を勧めてくれることが救いだということとなる。道幸ほか前掲註110) 文献5頁 [福島正]。そして、労働委員会の「事実認定の能力がやはり低い」という。同文献6頁 [福島]。
- 235) 宮里ほか前掲註75) 文献5頁 [岡田和樹]。同文献7頁図1を見ると、この傾向は1974年以降顕著である。
- 236) 高橋前掲註125) 論文113頁参照。
- 237) 秋田前掲註222) 論文3頁。
- 238) 労働法の立場から、中嶋士元也「裁判所の手法と労働委員会の苦境」日本労働研究雑誌473号56頁, 60頁 (1999)も同旨か。
- 239) 本多=森本前掲註138) 論文104-105頁。
- 240) 高橋前掲註125) 論文128-129頁。
- 241) 中嶋士元也「不当労働行為救済規定の解釈—行政救済命令取消判決と私法的基準」日本労働法学会誌72号72頁 (1988) 参照。
- 242) 高橋前掲註125) 論文129-130頁同旨。
- 243) 坂田宏「民事訴訟法学から見た労働委員会—広義のADRの視点から」法学81巻3号1頁, 6頁 (2017)。
- 244) 中嶋前掲註238) 論文58頁。
- 245) 和田英夫「労働行政と行政委員会」明大法論叢58巻4=5号183頁, 213頁 (1986)。
- 246) 中嶋前掲註238) 論文64頁同旨か。
- 247) 山本前掲註232) 論文4頁。
- 248) 秋田前掲註222) 論文3頁。
- 249) 山本前掲註29) 論文7頁。
- 250) 松井繁明=永盛敦郎「大量差別事件と使用者側の『個別立証』批判—労働委員会における審査促進問題に関連して」労働法律旬報890=891号47頁 (1975)。同論文は、使用者側が、個別労働者の査定を行い、労働委員会の審理が長引いていることを指摘する。また、佐藤前掲註219) 論文52頁は、それが「民事訴訟類似のものになりすぎている」ことが原因だとする。
- 251) 高岡前掲註64) 論文5頁。
- 252) 宮里ほか前掲註75) 文献8頁 [岡田和樹]。
- 253) 道幸ほか前掲註110) 文献11頁 [宮里邦雄]。
- 254) 川嶋前掲註20) 論文58-60頁参照。
- 255) 日産自動車事件=東京地判昭和49年6月28日労民集28巻5=6号649頁, 大成観光事件=最判昭和57年4月13日民集36巻4号659頁, 日本メール・オーダー事件=東京高判昭和50年5月28日労民集26巻3号451頁など。本多前掲註110) 論文25頁以下参照。日産自動車事件の評釈には、小倉隆志「判批」経営法曹会議編『救済命令取消判決の解説・研究』518頁 (第一法規, 1989) などがある。大成観光事件の評釈には、花見忠「判批」ジュリスト771号63頁 (1982), 新村正人「判批」同773号86頁 (1982), 同「判批」法曹時報38巻1号197頁 (1986), 新村正人「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和57年度』373頁 (法曹会, 1987), 松田保彦「判批」法学教室22号69頁 (1982), 坪内利彦「判批」法律のひろば35巻7号39頁 (1982), 片岡昇「判批」Law School47号57頁 (1982), はやし・しうぞう「判批」時の法令1149号56頁 (1982), 斎藤健「判批」季刊公務員関係判例研究36号32頁 (1982), 警備法令研究会「判批」捜査研究31巻9号97頁 (1982), 小島典明「判批」日本労働法学会誌60号80頁 (1982), 門田信男「判批」季刊労働法124号189頁 (1982), 榎井常喜「判批」同125号70頁 (1982), 石橋洋「判批」労働判例391号4頁 (1982), 中村巖「判批」労委労協313号23頁 (1982), 「判批」労働基準34巻7号32頁 (1982), 森井利和「判批」労働経済旬報1223号29頁 (1982), 西谷敏「判批」ジュリスト臨時増刊792号『昭和57年度重要判例解説』226頁 (1983), 下井隆史「判批」季刊実務民事法2号220頁 (1983), 郵政省人事局労働判例研究会「判批」官公労働37巻1号44頁 (1983), 河本毅=未啓一郎=関根修一「判批」経営法曹会議編『最高裁労働判例5—問題点とその解説』257頁 (日本経営者団体連盟出版部, 1985), 岩井國立「判批」経営法曹86号36頁 (1988), 同「判批」司法研修所編『救済命令取消判決の解説・研究』298頁 (法曹会, 1989), 奥山明良「判批」萩沢清彦編『労働判例百選』〔第5版〕244頁 (1989), 宮本安美「判批」山口浩一郎ほか編『労働判例百選』〔第6版〕182頁 (1995), 中嶋士元也「判批」菅野和夫ほか編『労働判例百選』〔第7版〕200頁 (2002), 吉田美喜夫「判批」村中孝史=荒木尚志編『労働判例百選』〔第8版〕184頁 (2009), 古川陽二「判批」村中孝史=荒木尚志編『労働判例百選』〔第9版〕176頁 (2016), 緒方桂子「判批」村中孝史=荒木尚志編『労働判例百選』〔第10版〕178頁 (2022) などがある。日本メール・オーダー事件控訴審判決の評釈には、林和彦「判批」労働判例231号17頁 (1975), 石橋主税「判批」季刊労働法98号106頁 (1975), 道幸哲也「判批」ジュリスト臨時増刊615号『昭和50年度重要判例解説』186頁 (1976), 佐藤進「判批」ジュリスト628号237頁 (1977), 幸地成憲「判批」石川吉右衛門=山口浩一郎編『労働法の判例』〔第2版〕152頁 (有斐閣, 1978), 松田保彦「判批」萩沢清彦編『労働判例百選』〔第4版〕252頁 (1981), 倉地康孝「判批」司法研修所編『救済命令取消判決の解説・研究』503頁 (法曹会, 1989) などがある。このほか、菊池前掲註10) 論文も参照。但し、日産自動車事件は上告審など不当労働行為の成立を認めた。最判昭和60年4月23日民集39巻3号730頁。本件評釈に

は、榎井常喜「判批」ジュリスト 840 号 32 頁 (1985)、宮本光雄「判批」同 40 頁、荒木誠之「判批」法学教室 60 号 92 頁 (1985)、菅野和夫「判批」同 846 号 130 頁 (1985)、西田康洋「判批」日本労働法学会誌 66 号 126 頁 (1985)、古川陽二「判批」季刊労働法 137 号 191 頁 (1985)、小池貞夫「判批」労働法律旬報 1124 号 26 頁 (1985)、秋田成就「判批」労働判例 450 号 4 頁 (1985)、同「判批」民商法雑誌 94 卷 1 号 114 頁 (1986)、郵政省大臣官房人事部労働判例研究会「判批」官公労働 39 卷 11 号 46 頁 (1985)、西村健一郎「判批」法学セミナー 382 号 117 頁 (1986)、山口浩一郎「判批」判例評論 234 号 45 頁 (1986)、馬渡淳一郎「判批」ジュリスト臨時増刊 862 号『昭和 60 年度重要判例解説』213 頁 (1986)、小倉隆志「判批」経営法曹会議編『最高裁労働判例 6 一問題点とその解説』330 頁 (日本経営者団体連盟出版部、1986)、同「判批」司法研修所編『救済命令取消判決の解説・研究』518 頁 (法曹会、1989)、安枝英伸「判批」萩澤清彦編『労働判例百選』〔第 5 版〕156 頁 (1989)、石川善則「判批」法曹時報 41 卷 7 号 175 頁 (1989)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和 60 年度』138 頁 (法曹会、1989)、渡辺章「判批」山口浩一郎ほか編『労働判例百選』〔第 6 版〕242 頁 (1995)、清正寛「判批」菅野和夫ほか編『労働判例百選』〔第 7 版〕254 頁 (2002)、宮里邦雄 = 高井伸夫 = 千種秀夫「判批」労働判例 942 号 92 頁 (2007)、竹内 (奥野) 寿「判批」村中孝史 = 荒木尚志編『労働判例百選』〔第 8 版〕232 頁 (2009)、大内伸哉「判批」法学教室 354 号 72 頁 (2010)、武井寛「判批」村中孝史 = 荒木尚志編『労働判例百選』〔第 9 版〕214 頁 (2016)、木南直之「判批」村中孝史 = 荒木尚志編『労働判例百選』〔第 10 版〕218 頁 (2022) などがある。また、日本メール・オーダー事件上告審も不当労働行為の成立を認めた。最判昭和 59 年 5 月 29 日民集 38 卷 7 号 802 頁。本件評釈には、秋田成就「判批」ジュリスト 824 号 103 頁 (1984)、同「判批」民商法雑誌 92 卷 5 号 688 頁 (1985)、外尾健一「判批」法学教室 48 号 92 頁 (1984)、慶谷淑夫「判批」法律のひろば 37 卷 9 号 52 頁 (1984)、林修三「判批」時の法令 1231 号 56 頁 (1984)、山本吉人 = 宮里邦雄 = 宮本光雄「判批」季刊労働法 133 号 92 頁 (1984)、榎井常喜「判批」労働法律旬報 1099 号 4 頁 (1984)、山本政明「判批」同 45 頁、道幸哲也「判批」労働判例 431 号 4 頁 (1984)、郵政省人事局労働判例研究会「判批」官公労働 12 卷 12 号 45 頁 (1984)、山口浩一郎「判批」季刊公企労研究 61 号 85 頁 (1984)、新村正人「判批」ジュリスト 829 号 68 頁 (1985)、同「判批」

法曹時報 40 卷 11 号 226 頁 (1988)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和 59 年度』250 頁 (法曹会、1989)、坂本重雄「判批」ジュリスト臨時増刊 838 号『昭和 59 年度重要判例解説』237 頁 (1985)、「判批」法律時報 57 卷 1 号 133 頁 (1985)、本多淳亮「判批」判例評論 315 号 57 頁 (1985)、奥山明良「判批」判例タイムズ 548 号 63 頁 (1985)、同「判批」萩澤清彦編『労働判例百選』〔第 5 版〕158 頁 (1989)、菅野和夫「判批」季刊実務民事法 8 号 210 頁 (1985)、黒川忍「判批」日本労働法学会誌 65 号 114 頁 (1985)、長谷一雄「判批」労働経済旬報 1298 号 24 頁 (1985)、大山宏「判批」法学 49 卷 1 号 155 頁 (1985)、松尾邦之「判批」早稲田法学 60 卷 4 号 157 頁 (1985)、成富安信「判批」経営法曹会議編『最高裁労働判例 6 一問題点とその解説』210 頁 (日本経営者団体連盟出版部、1986)、倉地康孝「判批」司法研修所編『救済命令取消判決の解説・研究』503 頁 (法曹会、1989)、下井隆史「判批」山口浩一郎ほか編『労働判例百選』〔第 6 版〕244 頁 (1995)、角田邦重「判批」菅野和夫ほか編『労働判例百選』〔第 7 版〕256 頁 (2002)、大内伸哉「判批」法学教室 354 号 72 頁 (2010) などがある。

- 256) 道幸ほか前掲註 110) 文献 7 頁 [道幸哲也]。  
 257) 山口浩一郎「平成 16 年労働組合法改正と労働委員会」Business labor trend 17 頁, 19 頁 (2016)。  
 258) 同上 17 頁は、具体的には「争点を整理して、取り調べの証拠を決めるということ。もう一つは審問期間や回数、承認の数をはっきりさせるということ」が大事だとする。  
 259) 道幸ほか前掲註 110) 文献 16 頁 [宮里邦雄]。  
 260) 山口前掲註 257) 文献 20 頁。  
 261) 野田前掲註 46) 論文 21-22 頁。  
 262) 玉置前掲註 16) 論文 25 頁。2000 年報告書を巡っても、中央集権に反対する。水谷研次「自治体による地労委改革と労働行政強化に一步を一『労働委員会制度のあり方に関する検討委員会』報告を受けて」労委労協 532 号 17 頁 (2000) がある。  
 263) 本多前掲註 133) 論文 39 頁。岸井前掲註 19) 論文 24 頁は、それが最も現実的であるとす。道幸ほか前掲註 110) 文献 22 頁 [福島正] は、地労委を和解のための機関に特化させるか、中労委を飛ばすか、東京地裁を飛ばすことには反対する。本田尊正「不当労働行為制度の現状と問題点—労働委員会と裁判所との関係—」一橋論叢 99 卷 3 号 17 頁, 26 頁 (1988) も、支店単位と現地審問を基礎とすることを提案する。  
 264) 道幸哲也「労働委員会制度を考える—解体か、見直しか—労働委員会制度の行方」労委労

- 協 630号 31頁, 44-45頁 (2008).
- 265) 千々岩前掲註 197) 論文 26頁.
- 266) 永井紀昭「労働委員会の任務と課題—裁判官と公益委員の体験を通して」労委労協 643号 27頁, 39頁 (2009) 参照.
- 267) 大内前掲註 8) 論文 58-59頁.
- 268) 医療法人新光会事件=最判昭和 43年 4月 9日民集 22巻 4号 845頁. 本件評釈には, 瀬戸正二「判批」ジュリスト 403号 92頁 (1968), 同「判批」法曹時報 20巻 7号 197頁 (1968), 同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和 43年度』218頁 (法曹会, 1969), 「判批」法律時報 40巻 7号 98頁 (1968), 宮本安美「判批」季刊労働法 70号 192頁 (1968), 陶山圭之輔「判批」別冊労働法律旬報 672号 2頁 (1968), 阿久澤亀夫「判批」慶大法学研究 41巻 10号 101頁 (1968), 松田保彦「判批」ジュリスト臨時増刊 433号『昭和 43年度重要判例解説』179頁 (1969), 片岡昇「判批」民商法雑誌 59巻 6号 123頁 (1969), 菅野和夫「判批」法学協会雑誌 86巻 6号 99頁 (1969), 満園武尚「判批」慶大法学研究 42巻 12号 125頁 (1969), 瀧澤仁唱「判批」山口浩一郎ほか編『労働判例百選』〔第6版〕256頁 (1995) などがある.
- 269) 大和前掲註 35) 論文 8頁.
- 270) 大内前掲註 8) 論文 60頁.
- 271) 同上 65頁.
- 272) 本田前掲註 263) 論文 19頁.
- 273) 菅野前掲註 175) 文献 15頁.
- 274) 道幸ほか前掲註 110) 文献 5頁 [福島正].
- 275) 大学の労働法の授業も, 昔, 集团的労使紛争, 労働組合法が中心, 特に, 何が不当労働行為に当たるかが主要な問題であり, 労働基準法などの個別的労働関係法は脇役であった. しかし, 男女雇用機会均等法が制定され, 派遣労働が法制化された 1987年頃, 状況が逆転する. 当時, 筆者は学生であったわけだが, 担当の野田進先生は, 4単位の「労働法Ⅰ」と 2単位の「労働法Ⅱ」の内容を混乱なく取り替える方法を悩んでおられた.
- 276) 激務の中, 1962年に 62歳で亡くなった. 末弘 2代会長も 62歳で亡くなっている. 仁田道夫「中央労働委員会の歴史—戦後の争議調整を中心に」中央労働時報 1278号 4頁, 15頁 (2021) 参照.
- 277) 以上, 仁田前掲註 73) 論文 9-12頁参照. 同論文 11頁は, 「結果論であるが労使双方にとって, 第1次あっせん案をのんでいたほうが良かったと言わざるをえない」と評する.
- 278) 大和前掲註 28) 論文 55頁.
- 279) 菅野和夫「労働委員会再生—労働委員会活性化に向けて」労委労協 641号 11頁, 13頁 (2009).
- 280) 岸田前掲註 80) 論文 85-86頁.
- 281) 因みに, 1965年の不当労働行為初審申立ては 572件, 命令は 110件で, 救済率 51%, 平均処理日数は 206日である. 梶井前掲註 55) 論文 21頁表③参照.
- 282) 諏訪康雄「労働委員会制度の現状と課題」季刊労働法 252号 13頁, 19頁図 1 (2016).
- 283) 大内前掲註 8) 論文 56頁. 10年余の間で初審 440件超の様々な救済申立てがあったという. 菅野前掲註 175) 文献 13頁参照.
- 284) 菅野前掲註 2) 書 1063-1072頁, 野田前掲註 6) 論文 46頁など参照.
- 285) 野田前掲註 6) 論文 45頁参照.
- 286) 野田前掲註 130) 論文 6頁参照.
- 287) 宮里前掲註 194) 論文 3頁.
- 288) 上村明廣「労働委員会制度改革の基本的課題—個別紛争処理問題の打開策」労委労協 532号 2頁, 3頁 (2000) 同旨.
- 289) 諏訪前掲註 282) 論文 14頁図 1によると, それは 2005年に 18.7%となり, 2015年には 17.4%となっている.
- 290) 岸田前掲註 80) 論文 86頁参照.
- 291) 松井一實「労使紛争の変化と労働委員会制度の現代的役割」法の支配 158号 30頁, 31頁 (2010) 参照.
- 292) 高田前掲註 195) 論文 59頁参照. 本論文添付の, 50年間の各種件数の表は貴重である.
- 293) 高橋前掲註 100) 論文 2頁.
- 294) 村田前掲註 142) 書 23頁. 因みに, 1991年は 352件であった. 梶井前掲註 49) 論文 30頁参照.
- 295) 高橋前掲註 100) 論文 3頁.
- 296) 同上 4-5頁. 1996年の初審での平均は 1327日だった. 中窪裕也「労働委員会制度に関する一考察—Have they outlived their usefulness?」日本労働研究雑誌 473号 46頁 (1999) 参照.
- 297) 村田前掲註 142) 書 38頁.
- 298) 高橋前掲註 100) 論文 20頁.
- 299) 仁田前掲註 96) 論文 52頁.
- 300) 高橋前掲註 100) 論文 22-23頁.
- 301) 岸井前掲註 19) 論文 15-16頁.
- 302) 本多前掲註 18) 論文 86頁. 更には「へっぴり腰」とまで非難する.
- 303) 村中孝史「個別労働紛争処理をめぐる議論と政策—80年代以降の議論動向」日本労働法学会誌 104号 84頁, 88頁 (2004) など参照.
- 304) 野田前掲註 6) 論文 47頁参照. これを巡って, 全国労働委員会連絡協議会運営委員会では意見交換が行われた. 「第1議題 労働委員会制度の在り方について—見解の交流」中央労働時報 934号 15頁 (1998) 参照.
- 305) 毛塚勝利「21世紀の労働委員会と個別労使

- 紛争解決」労委労働 539 号 14 頁, 15 頁 (2001), 水谷前掲註 40) 論文 61 頁.
- 306) 水谷同上 60 頁.
- 307) この点, 一般には 2001 年の「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」20 条 1 項が根拠とされることが多いが, 同法案の審議の衆議院厚生労働委員会議事録を読むと, 労働委員会の個別斡旋は同法成立以前のことである. 野田前掲註 6) 論文 37 頁.
- 308) 以上, 菅野前掲註 2) 書 1058 頁及び 1061-1062 頁. 野田前掲註 6) 論文 37 頁も参照.
- 309) 毛塚前掲註 305) 論文 18 頁.
- 310) 水町勇一郎「労働審判制度の実態と労働委員会の役割」労委労協 686 号 18 頁, 27 頁 (2013) 同旨.
- 311) 松井前掲註 291) 論文 34 頁.
- 312) 水町前掲註 310) 論文 28 頁.
- 313) 以上, 村田前掲註 142) 書 48-49 頁.
- 314) 野田進「労働委員会制度の再編に向けて—『労働委員会法』構想とその概要」労委労協 648 号 2 頁, 7 頁 (2010).
- 315) 上村前掲註 288) 論文 6 頁.
- 316) 大内前掲註 8) 論文 55 頁.
- 317) 野田前掲註 6) 論文 48 頁参照.
- 318) 東京都労政事務所に持ち込まれた相談件数は 1986 年には 3 万件を超え, 2004 年では 5 万件を超えている. 村中前掲註 303) 論文 85 頁参照.
- 319) 村田前掲註 142) 書 72 頁.
- 320) 野田前掲註 130) 論文 7 頁参照.
- 321) 千々岩前掲註 197) 論文 27 頁.
- 322) 玉置前掲註 16) 論文 31 頁. 同論文同頁は続けて, 高裁を省略し, 地裁から最高裁への飛躍上告を提言する.
- 323) 尾崎前掲註 137) 論文 13 頁.
- 324) 西野喜一「労働委員会の未来を考える—改正労働組合法の問題点と労働委員会の取組み」労委労協 601 号 3 頁 (2006).
- 325) 水谷前掲註 40) 論文 66 頁参照.
- 326) 1997 年には, 35 県で労働争議調整新規件数が一桁となったほか, 0 又は 1 が 12 県に上った. 後藤=喜多前掲註 43) 論文 46 頁参照.
- 327) 山下前掲註 13) 論文 46 頁. 仁田前掲註 96) 論文 53 頁も参照. 偏在は 2022 年でも継続している. 岩村正彦「これからの労働委員会を考える」労委労協 791 号 2 頁, 4 頁 (2023) 参照. 山川隆一「労働紛争の多様化と労働委員会の新たな役割」中央労働時報 1302 号 4 頁 (2023) も参照.
- 328) 諏訪前掲註 174) 論文 10 頁図.
- 329) 中西前掲註 1) 文献 12 頁.
- 330) 菅野和夫ほか「座談会・労働委員会制度の課題と展望」中央労働時報 897 号 5 頁, 7 頁 [中山慈夫].
- 331) 同上 9 頁 [菅野和夫].
- 332) 同上同頁 [宮里邦雄].
- 333) 本稿で取り上げたもののほか, 「連続公開講演会・司法制度改革のゆくえ (6) —シンポジウム・増加する個別労働紛争と労働審判制度の誕生」ジュリスト 1274 号 102 頁 (2004), 「特集 1・労働審判法制定」同 1275 号 6 頁 (2004), 村中孝史「労働審判制度の概要と意義」季刊労働法 205 号 25 頁 (2004), 「シンポジウム 3・労働関係紛争処理の新潮流—労働審判制度の創設・労働委員会制度改革」日本労働法学会誌 104 号 75 頁 (2004), 「シンポジウム・労働審判制をどう活用するか」労働法律旬報 1619 号 4 頁 (2006), 「特集・労働審判制度 1 年」ジュリスト 1331 号 6 頁 (2007), 「特集・労働審判制度開始から 1 年—労働審判制度の可能性を探って」労働法律旬報 1648 号 6 頁 (2007), 徳住堅治「労働審判制度の現状と展望」法律時報 80 巻 2 号 48 頁 (2008), 在間秀和「日本における『労働審判制』の概要と問題点」労働法律旬報 1836 号 22 頁 (2015) など参照.
- 334) 野田進「労働委員会から見た労働審判制度」労委労協 612 号 3 頁 (2007).
- 335) 道幸哲也「岐路に立つ労働委員会—活性化検討委員会の提言」季刊労働法 240 号 39 頁 (2013).
- 336) 同上同頁.
- 337) 2000 年前後もそう確認できる. 宮里ほか前掲註 146) 文献 82 頁 [芹生琢也].
- 338) 山下前掲註 13) 論文 49 頁.
- 339) 宮里ほか前掲註 146) 文献 98 頁 [芹生琢也].
- 340) 山下前掲註 13) 論文 50 頁.
- 341) 同上 47 頁. 諏訪前掲註 282) 論文 17 頁によると, 2009 年から 2013 年の平均で, 地方労働局の斡旋の申請は 6496 件, 地裁の労働審判の申立ては 3565 件である. 2021 年度, 都道府県労働局での民事上の相談件数の 4 分の 1 は「いじめ・嫌がらせ」である. 山川前掲註 327) 文献 6 頁.
- 342) 岩村前掲註 326) 文献 3 頁参照.
- 343) 山本前掲註 29) 論文 9 頁.
- 344) 水町前掲註 310) 論文 20 頁.
- 345) 連合は, それについて, 「職業裁判官だけが判断を下す現在の裁判制度を改めて, ヨーロッパ型労働参審制度を実現することを要求し続け」たそうである. 古川前掲註 106) 論文 10 頁. 現状は, 通常の裁判制度のままで行こうとする使用者側との妥協の産物であるという. 同論文 11 頁.
- 346) 豊川前掲註 223) 論文 95-96 頁など参照.
- 347) 川嶋前掲註 20) 論文 63 頁同旨.
- 348) 水町前掲註 310) 論文 18 頁参照.

- 349) 宮里ほか前掲註146) 文献85-86頁 [水谷研次].
- 350) 野田前掲註6) 論文46頁.
- 351) 大内前掲註8) 論文64頁.
- 352) 道幸前掲註264) 論文39頁.
- 353) 道幸前掲註335) 論文42頁.
- 354) 道幸前掲註212) 論文24頁同旨.
- 355) 沖野前掲註142) 論文50頁参照. 先例を大事にする点, どこかの法律系組織の執行部より優れている.
- 356) 古川前掲註106) 論文29頁.
- 357) 山口前掲註173) 論文51頁. 「高い, 遅い, まずい」という, より辛辣な批判もあるらしい. 水谷前掲註185) 論文24頁.
- 358) 道幸前掲註335) 論文41頁.
- 359) 同上39頁以下参照.
- 360) 同上43-44頁参照.
- 361) 同上44-46頁参照.
- 362) 同上46-48頁参照.
- 363) 野田前掲註130) 論文9頁.
- 364) 坂田前掲註243) 論文3頁.
- 365) 川嶋前掲註20) 論文57頁同旨.
- 366) 坂田前掲註243) 論文3頁.
- 367) 伊藤前掲註77) 論文4頁も, 「行政委員会としての特質を活用し, 柔軟な態度でその広く与えられた裁量権を行使すべきである」, 「労働委員会は, 適正な法的解決よりは健全で安定した労使関係の形成に主眼をおくべき」だと述べる.
- 368) 道幸前掲註88) 論文77頁は, 三極構造になっていない, と表現する.
- 369) 坂田前掲註243) 論文3-5頁.
- 370) 花見忠「労働委員会制度と日本の労使関係」中央労働時報臨時増刊1054号22頁, 26頁(2006).
- 371) 以上, 宇都宮純一「司法制度改革と労働委員会」労委労協556号7頁, 8-9頁(2002)参照.
- 372) 菅野ほか前掲註329) 文献13頁 [高田正昭].
- 373) 道幸前掲註88) 論文73頁.
- 374) 坂田前掲註243) 論文5頁.
- 375) 村中前掲註303) 論文89頁.
- 376) 野田前掲註314) 論文2頁.
- 377) 道幸前掲註212) 論文23頁.
- 378) 同上24頁.
- 379) 水谷前掲註40) 論文60頁.
- 380) 後藤晴「労働委員会と労働審判所」法律時報21巻1号15頁, 18頁(1949). これについては, このほか, 山口俊夫「フランスにおける労働争訟—労働審判所 Conseil des prud'hommes における労働争訟を中心として」日本労働法学会誌32号89頁(1968), 高木竜一郎「イギリスにおける労働審判所の自律性—ガイドラインをめぐる雇用上訴審判所と控訴院の対立を中心として」東北学院大学論集法律学34号89頁(1989), 山本和彦「フランス司法見聞録(25)—労働審判所」判例時報1469号11頁(1993), 矢部恒夫「フランスの労働審判所法」修道法学16巻2号151頁(1994), 岩村正彦「フランスの労働審判所」中央労働時報897号73頁(1995), 表田充生「イギリスにおける労働審判所」同志社法学47巻6号322頁(1996), 矢部恒夫「フランス・ナント労働審判所について」修道法学19巻1号263頁(1996), 同「フランス労働審判所に関する若干の覚え書き, (その2), (3)」同24巻1号204頁(2001), 26巻1号28頁(2003), 44巻1号247頁(2021), 大和田敢太「フランスの労働審判所 (Conseil de Prud'hommes) の制度と実情」彦根論叢344=345号87頁(2003)なども参照.
- 381) 菅野前掲註2) 書1145-1163頁参照.
- 382) 秋田前掲註3) 論文22頁.
- 383) 道幸前掲註198) 論文112頁.
- 384) 道幸前掲註21) 論文54頁.
- 385) 榎井前掲註55) 論文36頁.
- 386) 大和前掲註35) 論文9頁.
- 387) 中山前掲註227) 論文38頁.
- 388) 山本前掲註37) 論文113頁.
- 389) 本多前掲註110) 論文30頁. 君塚正臣「判批」ジュリスト臨時増刊1202号『平成12年度重要判例解説』209頁(2001)も参照.
- 390) 水谷前掲註40) 論文67頁参照.
- 391) 同上68頁参照.
- 392) 諏訪前掲註282) 論文21頁.
- 393) 山川前掲註327) 文献11頁.
- 394) 榎井前掲註55) 論文33頁.
- 395) 鴨田哲郎「労働審判制度の抜本的な制度の構築をめざして」労働法律旬報1999=2000号136頁, 138頁(2022).
- 396) これが実は難しいという. 山川前掲註327) 文献11頁.
- 397) 道幸前掲註212) 論文35頁.
- 398) 野田前掲註6) 論文53頁, 同前掲註314) 論文8頁.
- 399) 和田前掲註245) 論文213頁.
- 400) 大和田敢太「労働委員会委員の選任制度の実態と課題」甲南法学50巻4号117頁, 120頁以下(2010)参照.
- 401) 大和田敢太「労働委員会委員の選任制度の実態と課題(全国調査から)」彦根論叢380号1頁, 17頁(2009). 関連研究に, 同「地方労働委員会の労働者委員推薦制度の法的性格—権利性, 法的利益および法的保護について」同355号21頁(2005), 同「労働委員会委員の選任制度の実態と課題」滋賀大学経済学部研究年報16号15頁(2009)もある.
- 402) 大和前掲註160) 論文47頁.
- 403) 仁田前掲註96) 論文54頁.
- 404) 木村前掲註74) 文献9頁.

- 405) 君塚前掲註 26) 書 144 頁以下など参照。  
 406) 大内前掲註 8) 論文 66 頁。  
 407) 幾つかの兆候がある。参議院議員通常選挙における議員定数不均衡問題の解消に当たっても、現在の県単位はそれを阻害する要因であり、ブロック制が妥当であろう。君塚正臣『司法権・憲法訴訟論下』187 頁以下（法律文化社，2018）など参照。それを制度化すれば道州制ということになる。また、国立大学の 1 県 1 校も、設置される学部のバランスは考慮されておらず、いわゆる「旧帝大格」大学をブロックとして整理を考えるべきようにも思える。そもそも、河合雅司『未来の年表—人口減少日本でこれから起きること』（講談社，2017）などが指摘する、緊迫した課題である少子高齢化問題は、県のレベルで考えるのに適さない。交通網の発達もあり、「がんばろう東北（九州）」というスケールが日常化し、他方では市町村合併が進み、県の存在感が薄れている。

- 408) ここで、法律問題ではないものは中労委に上げ、これで終わりとする折衷案もないではない。ただ、法律問題でなければ司法権が取り上げる必要はなく、その限りでは問題なさそうに見えるが、もし、労使合意による中労委で審理中に法律問題が発見されたとき、合意に拘束されるのは憲法 76 条違反となる危険がある。このため、殆ど例外なく最初から地裁送りとする制度設計が妥当なのではないだろうか。なお些細なことであるが、都道府県労委の判断を中労委ではなく地裁で争うとなると、地方公務員でたまたま都道府県労委の職員だった者（必ずしも労働法の学習が十分ではない）が法廷に行かねばならない危険がある。そこでは悲喜劇が生じ易い。労委職員の専門化は必要となろうし、都道府県労委の委員の公益委員の専門分野の直しも必要なのかもしれない。

## 付 記

本稿は、平成 30 年度—令和 5 年度日本学術振興会科学研究費基盤研究（C）一般「憲法訴訟論の適正手続・身体的自由への発展・展開」（課題番号 18K01243）による研究成果の一部である。本稿では、原則として敬称は略させて頂いた。

## 付記 2

本誌 25 卷 1 号 1 頁，10 頁（2020）掲載の「憲法判例研究論—叙情的ではない判例評釈執筆に向けて」〔表 1〕について以下の補正がある。

「東京高判平成 25・1・16」の種類は「△」。「大阪地判平成 29・7・28」の上訴審などは「大阪高判平成 30・9・27 訟月 66-3-269」。「熊本地判平成 30・4・16」の上訴審などは「最三決令和 2・10・13 判例集未掲載」。「前橋地判平成 30・2・14」の上訴審などは「最二決令和 4・6・15 判例集未掲載」。「那覇地判平成 30・4・13」の上訴審などは「最大判令和 3・2・24 民集 75-2-29」。「前橋地判平成 30・2・14」の種類は「×」で上訴審などは「最二決令和 4・6・15 判例集未掲載」。「仙台地判令和元・5・28」の種類は「×」で上訴審などは「仙台高判令和 5・6・1 賃社 1831=1832-88」。「東京地判平成 31・3・25」の上訴審などは「最二決令和 4・6・15 判例集未掲載」。「大阪高判平成 30・11・14」の種類は「×」で上訴審などは「最二決令和 2・9・16 刑集 74-6-581」。「東京高判平成 31・2・6」の種類は「×」で上訴審などは「最一判令和 3・3・18 民集 75-3-552」。

また、本誌 27 卷 2 号 19 頁（2022）掲載の「憲法基本書論—独白的ではない基本書執筆に向けて」，43 頁表〔付記 2〕追加に、以下の補正がある。

「東京地判令和 2・3・6」の種類は「△」で載判例集は「判時 2520-39」。「大阪地判令和 2・1・17」の上訴審などは「最三判令和 4・2・15 民集 76-2-190」。「東京地判令和元・12・16」の上訴審などは「最二判令和 4・2・7 民集 76-2-101」。「那覇地判令和 2・6・10」の上訴審などは「最三判令 5・9・12 判例集未掲載」。「大阪地判令和 2・1・17」。「東京高判令和 2・6・25」の上訴審などは「最大判令 4・5・25 民集 76-4-711」。「東京高判令和 3・9・22」の種類は「△」で掲載判例集は「判タ 1502-55」。「東京地判令和 3・2・17」の種類は「×」で上訴審などは「最大判令 4・9・28 判例集未掲載」。「東京地判令和 3・1・21」の種類は「×」，掲載判例集は「訟月 68-2-77」で上訴審などは「東京高判令和 5・2・21 判例集未掲載」。「仙台地判令和 3・5・25」の種類は「×」で上訴審などは「仙台高判令和 4・10・20 判例集未掲載」。

更に、表〔付記 2〕追加 2 を追加。

表 [付記2] 追加2 近年の重要判例解説(ジュリスト臨時増刊)掲載判例補充

年度	百選	種類	裁判所・期日など	掲載判例集	事件概要(原則は掲載に従う)	上訴審など
令和4		▲	名古屋地判令和4・1・18	判時2522-62	DNA型データ等抹消事件	
		?	東京地判令和4・8・29	判例集未登載	「喫煙を楽しみながら飲食を行う自由」の制限と健康増進法	
		◎	最二判令和4・6・24	民集76-5-1170	ツイッター記事削除請求事件	
		▲	名古屋高判令和4・8・26	判タ1506-48	同性パートナー遺族給付金不支給と平等原則	
		◎	最大判令和4・5・25	民集76-4-711	在外邦人の最高裁判官国民審査権	
		×	大阪高判令和3・8・30	判例集未登載	障害者による投票補助者の選任と秘密投票	最一決令和4・2・3判例集未登載
		×	札幌地判令和4・3・25	判タ1504-130	北海道警ヤジ排除訴訟	札幌高判令和5・6・22判例集未登載
		◎	最三判令和4・2・15	民集76-2-190	大阪市ヘイトスピーチ条例事件	
		◎	最二判令和4・2・7	民集76-2-101	あん摩マッサージ指圧師養成施設の認定要件の合憲性	
		▲	東京地判令和4・6・24	判時2543-2544-5	生活保護費減額違憲訴訟	

種類 ◎: 確定最高裁判決 ○: 差戻最高裁判決 △: 確定下級審判決 ▲: 上訴中下級審判決 ×: 上訴審判決のある下級審判決

誌月: 訟務月報, 刑月: 刑事裁判月報, 交民集: 交通事故民事裁判例集, 賃社: 賃金と社会保障, 家判: 家庭の法と裁判, 税資: 税務訴訟資料

[きみづか まさおみ 横浜国立大学大学院国際  
社会科学研究所教授]